

平成24年3月19日(月曜日)

(会議第6日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
会計管理者	濱田啓	教育委員長	山下一夫
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第6号

平成24年3月19日 9時00分 開議

日程第1 議案第72号から議案第80号、議案第82号から議案第87号及び議案第89号から議案第116号
(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議案第81号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第122号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第123号、議案第124号
(提案理由の説明・採決)

日程第5 議員提出議案第10号から議員提出議案第12号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第6 議員派遣に関する件について

日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

- 議案第 81 号 黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 122 号 平成 23 年度黒潮町立三浦小学校屋内運動場耐震補強・改修工事の請負契約の締結について
議案第 123 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 124 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

●議員から提出された議案

- 議案第 10 号 四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書の提出について
議案第 11 号 高校授業料無償化の継続を求める意見書の提出について
議案第 12 号 震災対策を積極的に支援することを要望する意見書の提出について

議 事 の 経 過

平成 24 年 3 月 19 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

どうも皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従って会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第 1、議案第 72 号、専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算について）から、議案第 80 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで、議案第 82 号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の制定についてから、議案第 87 号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで、および議案第 89 号、黒潮町保育所設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第 116 号、黒潮町道路線の認定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、今 3 月定例議会で総務常任委員会に付託された議案についての審査のあれを報告させていただきます。

去る 3 月 12 日 9 時から 5 時 35 分までと、13 日の 9 時から 6 時 45 分、14 日が 9 時から 11 時 15 分ぐらいまでの間、町長はじめ副町長、それから所管の課長、担当係長の出席の下で慎重なる審議を致しました。

それでは第 72 号議案ですが、専決処分の件でございますが。これにつきましては、レンタルハウス用に下田の口部落の馬野々地区に用地としてボーリングしておりましたが、鉄分が多く、農業用の水としては、量、質とも適してないということで、24 年度に鞭、早咲地区、両地区での水質、水量のボーリングのための 100 万の補正でしたので承認を致しました。

73 号の方ですが、これは黒潮町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは平成 23 年度 10 月、上位法の改正に伴う町条例の改正ですので、これについても可決ということになりました。

続いて、第 75 号議案、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例につきましては、佐賀中学校、下田の口大規模公園多目的広場、大方球場の補助グラウンドにありますナイター施設の照明の使用料に対して、今までは消費税が明記されてなかったことによります今回の条例の改正は、その料金の中に消費税を含んでるということを明確化したものです。料金の徴収につきましては、現金ではなくてメダルを、役場もしくは委託されております NP0 の方で購入して、それで精算をしてるようです。これも可決ということに決しました。

続いて、第 76 号、黒潮町行政組織条例の全部を改正する条例について、条例の改正は新たに本町に情報防災課を設置する条例です。

意見としましては、防災と情報とは別にすべきではないかというような意見が出ました。また、3.11 を考えれば、町民にアピールすることは良い。これは、情報の中に情報にかんする条例と、消防および防災にかんすること、交通安全および防災にかんすること、それと南海地震対策にかんすることを受け付けることとして、総務の中に情報防災係を設置するものであって、そういうことから踏まえて、3 月 11 日の震災を考えれば町民

にアピールすることが良いのではないかという意見と、細分化すればするほど能率が上がらないのではないかというような意見もありました。そういうことで、いろんな意見は出ましたが、役場の方からは回答としては一番良いことと考え、情報と防災が一緒にしておると。ただし、南海地震対策の目的のめどがつけられれば、統合も考えなければならない。

意見として出ましたのは、あまりにも細分化していくことによって係長のみのあれが出てくる。役職ができるだけで、下がないのでは駄目ではないかということ。細分化すればするほど内容が個人だけの情報になり、その者がおらなければほかの職員には何も分からないと、かえって住民にはサービスの点ではマイナスになるのではないかという意見がありましたけど、まあ取りあえず、今回こういうことで細分化についても賛成多数で可決ということに決しました。

77号、黒潮町財政支援事業基金条例の制定についてですが。情報基盤整備事業をしていく中で、国の補助金2分の1とか3分の1の制度をその年度中に使用し、その補助に対して県から20分の1の補助がありますということで、町に入る、県から入る交付金は一般財源として対応し、目的基金として積み立て、いわゆる起債の償還に使用するというような説明を受けました。そういうことで、これについても委員会では可決するものと決しました。

78号の方ですが、これは黒潮町税条例の一部を改正する条例についてですが、これは条例の改正の資料が付いておりませんが、16ページの方に載っております。

これにつきましては、条例で今までよりも1,000本につき、今までは黒潮町に入ってくる分が4,618円だったものが5,262円になるということで、県の取り分を町の方に回してるということですが、これは平成25年の4月1日に改正ということになります。

それと、ページ18の方にありますが、これの方では町民税が500円加算になります。これにつきましては、東日本大震災の復興の関連での値上げですが、これは平成26年度から平成35年までの10年間の間の特例、特別でございます。県の方も上がりますので、一人当たりとしては年間1,000円の増となります。これにつきましても、上位法の改正による改正であるということで、委員会では可決するものと決しました。

次は、第92号、23年度の一般会計の補正9号の方に入ります。14ページをお願い致します。

町税の方でございますが、これは前年度と比較致しまして3,229万円の増となっております。これにつきましては、22年の10月末の計算額に95パーセントの算出を致しまして、いわゆる見込み、前年度に対してこれだけ入ってくるという想定での補正額であります。

それと22ページの方になりますが、県委託金の方ですが。これは、今まで県からの手数料が3,300円だったものが3,000円になったことによる減額の補正をしております。

29ページになります。ここにありますが、下の方になりますが、5目財政管理費の中の25節積立金の一番下になりますが、この財政支援事業基金の1,840万3,000円、これは情報の方の基金として入るような説明を受けております。

31ページをお願い致します。11目情報化推進費の減につきまして1,920万2,000円の減は、これにつきましては、携帯エリアの設計入札の減額によるものであります。

続きまして、60ページの9款消防費の方ですが。これにつきましては減にありますけど、これはおおむね人事異動による減であります。と、消防署の設計の減によるものであります。

61ページの9節旅費となっております。これ費用弁償となっておりますが、火災の発生が少なかった、出勤が少なかった関係の団員に対する手当の減であります。

72ページの方の公債費の減でございますが。公債費の方の、このマイナスの1,509万6,000円につきまして

は、起債による借入れが遅れたことによる利息の発生がしなかったことに伴う減額でございます。

9 ページの方で、今度はすいません、前へ戻ります。9 ページになります。

これは、情報基盤施設整備事業費、総務管理費の中のあれでございますが、これにつきましては、四万十町からの区域外放送受信施設の費用であります。

それと、庁舎建設事業費の繰越明許費は、これにつきましては、測量に期間いか時間を要したために、3 月に造成設計に入れなかったことによる繰り越しでございます。

9 款消防費の方は、これはすいません、ありません。

次の方の、10 ページ第3 表の方ですが、主立ったものとして、あまり詳しい意見は出ませんでした、まあ借入れの中で金利が。やはり借っておりますので、金利についてはいろいろと問い合わせが、質問がありまして。ここには5 パーセントというように、以内というように書いておりますけど、現在は約 1.2 パーセント前後の借入れが中心であり、まあ全体の借入れの中でも 3 億円ぐらいについては、約平均 4 パーセントぐらいのものが一部あるようでございます。まあ、なるべく早くの繰上償還の際には、交付金算入になるようなものにつきましては繰上償還をやっていくということです。この議案につきましても、いわゆる決算見込みの補正であるため、可決するものと決しました。

93 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてですが、これにつきましても決算見込みのための決算ということで可決するものと決しました。

第 98 号、黒潮町情報センター事業特別会計予算書補正第 2 号ですが、これにつきましてはいろいろな意見が出てきましたが。現在の加入率が、告知が 92.7、テレビが 37.8、インターネットが 19.2、現在はそれ以上になっているというようなことでありましたが。

委員の中で出た質問の中で、インターネットにかんする質問が多く出てきました。加入はしているけど、なかなかつながらないとかいうことで、行政がもっとそのつながるように、スムーズにサービスをすべきでないかというような質問がありまして。それに対して、やはりインターネットの申し込みはされても、パソコンをつなぐのは個人であるので、町はそこまでは関与はできないですけど、センターの方で問い合わせをいただきましたら、センターの方で町内に業者を紹介をさせていただきます。あくまでも、そのインターネットがつながることに対しては個人負担ということでの説明でありました。

まあ、このままでは駄目だよということで、インターネットの方の加入増に見込みの手法はないかということで、今のところはないが、インターネットのソフト面の充実と、シルバー人材のパソコン教室とか、生涯学習などのパソコン教室が普及することによって加入につながるのではないかというように執行部の方は考えているようです。

もっとインターネットのつなぎ方が、一個人がノートパソコンとかタワーでもパソコンを買ったときに、スムーズにつながれるようなアドバイスを町がもっとすれば加入につながるのではないかというような意見が多く出ましたが、これも決算見込みによる補正でありますので、可決するものと決しました。

次は、第 100 号になります。平成 24 年度黒潮町一般会計予算書の方に入らさせていただきます。

歳入の方になりますが、ページ、14 ページをお開きください。

これ、町税の方のあれで、2 項固定資産税の所で 3,644 万 2,000 円の減というように、前年度よりも対比マイナスのあれが提示されておりますが。これにつきましては、固定資産税の土地の評価によって評価率が変わったことによる減と、このところ新築がないための、そういうことによる減ということでありました。

たばこ税につきましては、前年度、23 年度の補正で挙がってきたように増加の見込みということで、値上げの割にはそれほど売り上げが落ちたということがないことで、前年度並みに、ここでは前年度よりも 1,039 万

2,000円の増として、最終的に4,666万2,000円を挙げております。

17ページをお願い致します。17ページの10款地方交付税ですが、これは昨年度よりも少し低めの設定をしておりますが、これは最終的には年度末の調整によって前年度並み以上に入ってくるのですが、あくまでも予定ですので、若干、前年度より低めで設定をして予算を組んでおります。町税の町の収入の中の45.88パーセントぐらいが、この地方交付税に普通に頼っておるのがわが町の情勢です、収入は。

そしたら次、45ページの方をお願い致します。2款総務費の方ですが、この方で前年度比較、増額になっております。これにつきましては、南海地震対策による課長1名、職員1名の、計2名の増による人件費の増などによるものであります。

48ページの方になりますが、19節負担金補助及び交付金、一番下の端になります、地域維持活性化対策交付金ということがありますが、これにつきまして意見として出ましたのが、これは地域の健康診断率、税の納付を口座引き落としの件数で地域への交付金が多くなるという制度ですので、まあ役場の方から周知するいうことをすべきではないかという意見。それと、口座に国保税などが引き落としになれば、未収とか滞納も、未収を防げるのではないかということの意見も出ておりました。

53ページをお願い致します。53ページ、13節委託料で一番上の端、わずか。わずかと言いません、231万8,000円のNPOと行政の協働モデル事業ということであります。これはちょっと問い合わせをさせていただきました。詳しく分からないかんとお思いまして、砂浜美術館の方へも内容について、勝手でしたが私の方で問い合わせを致しました。

これにつきましては、まあ砂美が。これ、次から砂美と読まさせていただきます。開催するいろんなイベントを組んでおります、年間に。特にTシャツアート展の場合は、年間、大体1万ないし2万。雨、その他のことがありますので、そういう前後の人が見に来られるが、通過であるため、それはそれなりに黒潮町にも経済効果があるとは思っているが、そのときだけにならないように、砂美、黒潮町に興味のある方などが年間を通じて、地域の商品、物を買っていただけるような販売のマーケットに対していうことで、まあ年間販売ができるようにするということであります。

それから、これは、いわゆる旅行を。体験ツアーなどの旅行商品とか、黒潮町の特産品の販売の仕組みを構築するため、ネット上での販売で、形のあるものないのものが販売できるようなことと。これはNPOが自立できるようにする計画で、まあ町はそういうことについての細かな実績報告は受けていないということでしたが、これは県との協働もあれで、県の方から補助金が入ってきて、それをそのまま流していくトンネルの予算書になっておりますが。まあ、せっかくいろんなところで流れてきたイベントの人を、いかに町の方にもう一度目を向けていただいて、再度来ていただく。また、ネット上ではあるけど、それを販売目的としてネット上での販売を構築することを目的として取り組んでいるというような話でありました。

次、63ページ。63ページの17節と22節です。公有財産購入費、それから22節補償補填及び賠償金ということで。これは公有財産購入費、これは庁舎建設用地取得費の1億円と、その工事に起因する移転補償費1,000万を組んでおりました。これにつきましては、まあ、このときに、先の補正のときに委員会の方から付託を付けておった関係がありまして、そのときに、今できております図面をもって説明を受けました。そのときには、高低差、その他いろいろな細かなことで、庁舎の方は大体22メートルぐらいの高さの所を設定するということと。それから、取り付け道路の進入確度が、こう配がきつくなればループ状にして上がっていくようにするというような説明を受けております。そして、それを、説明を受けたことによって、造成設計をしなければ詳しい、皆さま方に説明ができないということでもあります。

そういうことで、これにつきましてはかなり長い時間を割いていろいろとやりました。ここでやったら終

わらんぐらいやりましたので、まあそういうような流れの中でこのことについてのあれはあって、これについては、買うががいかなとかどうかいう意見は一切なく、そのままこの金額についても認めたような形で終わっております。ただ、時間はうんとかかりました。これにかんしては。

65 ページの方をお願い致します。ここで、2 目賦課徴収費というところで載っております。それで 443 万 1,000 円の減額のあれに比較は載っておりますが、これは 24 年 4 月 1 日より固定資産の前納奨励金が完全に廃止になったためによる、前年度よりも減という表示になっております。

そして、23 節の方で、償還金利子及び割引料で 230 万含まれておりますが、まあ予定納税額が多めの方が申告された方への還付金の、これは全部使うかどうか分かりませんが、そういう目的で挙げておる金額というように説明を受けました。

次は 9 款になります。137 ページになります。9 款消防費、1 日常備消防費ですが。これは、ほとんどが 2 億 3,931 万 4,000 円の増額、前年度より。これにつきましては、消防署の移転の費用であります。

141 ページから 142 ページにあります所で 13 節委託料ですが、この中で避難タワーの設計の委託料とか、消防屯所とか、それから 15 節の工事請負費の方で避難タワーの工事費とかいうような大きな金額が載っておりますが、これは国の津波の想定高が出てない関係で、まだ場所は未定ということで報告を受けております。まあ 5 カ所程度の避難タワーは設置する計画ですけど、まだ場所としては未定であるという報告でありました。

それと 173 ページ、12 款公債費であります。これは、1 億 7,824 万 5,000 円の減額ということになっておりますが、これは前年よりの減は、23 年度に繰上償還にしたことによる減額起債となったというように説明を受けております。

それではすいません、9 ページの方へお願いを致します。

第 2 表、債務負担行為。これにつきましては、商工経営資金。これはまあ前年度、毎年挙がってきておりますが、融資額は 500 万円まで、返済期間は 3 年、保証人が 2 名要ります。これに対して、銀行に対して 1,000 万の原資を預け、8 倍までの債務負担行為を結んでおるものです。

水産経営資金の方も毎年同じですが、これにつきましては、1 件 1,500 万円以内の貸し出しで、返済 3 年、保証人 2 人、原資は 2,000 万預けておまして、その 8 倍までの債務負担行為を銀行、金融機関と結んでおるものです。

その下にあります、黒潮町消防署建設負担金ならびにもう 1 つ下の消防署の関係のものにつきましての、平成 25 年に対しての債務負担行為につきましては、土地のかさ上げとかの設計管理委託など、建設工事が 24 年、25 年にまたぐ関係で、自治体そのものが単年度決算ということになっておりますことで、それに対して 25 年度の工事に入るときの債務負担行為を、それぞれここに挙げておる金額を、債務負担行為として金額を挙げてきております。

10 ページの方に地方債ということで、第 3 表地方債の方になりますが。これにつきましても確たるものはなくって、あまりの争論はありませんでした。

ただ、臨時財政対策債ということで、ここで挙げておることにつきましては、若干、国の方から償還のときには 100 パーセント地方交付税に算入されるような縁故債、市中銀行から借りれるものであって。これは全額国から 100 パーセント、償還時には地方交付税に算入されるというような説明を受けております。

あと、差し当たって、ここまでであります。この地方債につきましてもそんなには大きな意見はなかったというように思っております。

そして、この 100 号議案につきましても、委員会の方では可決するものと決しました。

103 号の方は、黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてでございますが、これについても前年度どおり

のもので、今年207名、水道担当4名のけて203名の職員に、町長、副町長、教育長を入れた206人分の給料集中処理をするということでありました。

まあ1つ出た言葉として、委員会出たとしてあるのは、雇用を計画的に採用していかなければ、いずれ空白の年代が出てくるのではないかということが指摘されました。まあ1つ、その中で出たのが、これはまああれですが、採用の中に黒潮枠というのを設けて、4人おれば1人ぐらいは町内というようにできないかというように、まあ切なる要望がありました。やはり職もない、若い者が働く場がないということも議員の皆さん痛切しておりますので、それが出ましたけど。やはり法的に、なかなかそういうことはできないということの報告を受けております。これにつきましても前年どおりのものでありますので、可決するものと決しております。

111号議案、平成24年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてであります。これにつきましては、まず6ページをお願い致します。

1款使用料及び加入金等ということで、1項使用料、1目のサービス使用料ということで出ておりますが、テレビの加入を1,985。この中には、減免の方も、半額減免の方も含まれてるということでお聞きして、などがありますので、一応1,870ということでの計算をして金額を計上したというようにお聞きしております。インターネットの通信の方は19.8パーセントに加入見込み考えてるというように聞いてます。

この下にあります、2節サービス提供使用料滞納繰越分31万5,000円ということで計上されております。これにつきまして、委員の方からも出ました。早々からこういう滞納があるということではおかしいということで。執行部の方からは、3カ月料金が未納であれば送信を切ると。その後も、それについては請求をするという報告を受けております。

2項の加入金についても、767万7,000円と加入金の方ですが。これにつきましては、1目のサービス加入金につきましても、これは24年度の加入を目安として、テレビ加入が77件、告知が1件、インターネット加入が254件を想定しておるようです。国の方のあれでは2人に1人、50パーセントの方がインターネットには加入するというような情報を基に、町は30パーセントの加入を見込んでおるようでございます。

それと、24年度に新築する家が30戸建つという計算の見込みで、その方々がインターネット、テレビ、その他の契約も入るといふことの計算も入れております。

加入金の同じ所にあります、6ページの2節、下の方になりますが、サービス提供加入金滞納繰越分ということが出ておりました。これにつきまして委員の方からは、申し込みで工事をするのではなく、前もって加入金を受け取ってからするか、もしくは入金の確認が取れてからその工事をするようにすれば、こういうことが発生しないのではないかということで意見が出されました。

また、愛媛朝日が入る関係で、まあ自主放送の方と。それと、自主放送の放送内容が充実されていけば加入増になるように、執行部は、という答弁をしております。

愛媛朝日の方の放送使用料については無料であるが、四万十町の回線等の利用料に10万ちょっとぐらいは必要になるということでありました。

7ページの方に入りまして、3款繰入金ですが、今回も一般会計からの繰入金が入っております。3,280万6,000円。これにつきましては、いつまでもこのようなことをしてもらっては困るというか、自立していただくことも含めまして、まあ一般会計からの繰り入れが少なくなるように加入者増に取り組むことと、経費減による経営努力を努めるようにという意見が出ました。

8ページの方の出の方になりますが、8ページの方の一番上になります、1節報酬とありますが、これには事務嘱託職員2名は雇用というように説明を受けております。

続いて9ページの方ですが、この中で意外と高いなと思ったのが電気料の、これは11節需用費の方で9ペー

ジの上になりますが、電気料ということで、なかなか360万ぐらいの光熱費が要るようでございます。それと、9ページの方で、12節役務費の方で保険料92万円が組まれております。これは小さい金額ですけど、ケーブルが自然災害などで切れたときで、保険から対応して工事をするための損害保険であります。これは小動物等の災害については一切対象にならないというように、まあ、そのへんも含めて、何かムササビだったというようにお聞きしてますんですけど、どこかの所で光ケーブルを切られて送信ができなくなったけど、これについては保険料が出ないと。そのへんも含めた検討も必要じゃないかというような意見が出たように思っております。

それと、2目になりますが財産管理費の方で、12節役務費の方で保守料として伝送路の保守料900万。それから、その他の施設保守料で590万。それと、使用料、下の13節委託料。これが委託料、光ネットワーク運用保守料とが2,685万2,000円が組まれております。これにつきましては、NTTに情報センターの危機管理をお願いしてというように、情報のセキュリティーはNTT西日本と結んでるようにお聞きしておりますし。それにかんして、3名ほどの雇用があるというような説明であります。

ただ、この施設について、こういう大きなお金がすべて町内に落ちずに町外に出ていっているという点がやはり問題ではなかろうかというような話が出ておりました。

同じく9ページ、2款事業費の方になりますが、その中の13節委託料。ここに1,541万円組まれております。これは自主放送を開局するために、NPO砂浜美術館に委託した委託料という説明でありました。

それと、10ページになります。2目通信サービス提供事業で、これにつきまして役務費として組まれております2,778万6,000円。上位プロバイダーの使用料ということでございましたので、これにつきましては加入が増えれば上がっていくということになるかと思えます。加入が少なければ、利用料ですので、これは下がると思いますが、今から増えてくる可能性が。まあ、増えてこんことには黒字ならん関係がありますけど、増えるということは、ここにこういう経費が発生するというところでございます。

その下の、14節の使用料及び賃借料212万円。これなんかもインターネット関係のNTTの回線とか、そのもろもろの使用料というような利用料というようにお聞きしております。これは何か、14)はバックアップ回線の使用料ということで、NTTを使うというような説明を受けておりますが、これにつきましても委員会では可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

この委員長の報告で、議案第77号の黒潮町財政支援事業基金条例についてですが。

これに、ただし書きとかね、まあ条例やき、ただし書きいうのもあれですけど。この基金は、処分5条に情報通信基盤整備事業とあるもので、この事業に使うということは分かるがですが。これは、この事業だけに使う基金ですかね。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

明確に、ほかにこれを使うというような話は聞いておりませんが、何かほかにも、ほかというような、はっきり明記したように記憶はないがです。説明を受けたかもしれませんけど、私としてはそのように、これとこれとこれというような詳しい説明は受けておりませんので、あくまでもこの条例にあるということを想定かしらしておりませんので、内容が。もしあれば、その他というような書き方になろうかと思いますが、これでいきますと、この1の情報通信基盤整備事業に財政支援するというように私は受け取っております。

もし、明神議員さんが指摘されるように、他にもいうことでしたら、この条例の所にもう一筆付くか。もし、そのほかに使う場合には、これに対して付則として、また再度、臨時か何かで条例の改正が挙がってくるものと思われまます。

議長（山本久夫君）

ほかに。

明神君。

10番（明神照男君）

避難タワーの件ですが、委員長の報告では5カ所程度という報告やったと思うがです。

今朝の高知新聞にはもう5カ所と出ちよるがですが、いうがが1点と。

それからまあ、3回しかやれんけんき、もう1回あれしちよこかぬ。

（森総務常任委員長から「一遍に言われたら分からんなる。どうぞ、どうぞ」との発言あり）

一般会計の所で、その庁舎のあの土地の購入と補償で1億1,000万まあ計上されておるがですが。自分、あそこへ持っていくという報告は執行部から受けてはおります。まあ、これは執行部がやるということやもんで、議会がそれ賛成するか反対するかの問題やとは思いますがですけんど。

また議会で、全員協議会のときもちょっとこのあれが出たと思うがですけんど、自分らは議会として、議員として、あそこに決定するかどうかいうところまでの話は聞いてないがですけんど。いうことで、まあ予算つけておるという問題点と。

それから、もう1点。先ほどのこの条例の特別会計の件で、保険料で、自分はっきり分からざったがですけんど、対象になるがとならんがとあるという説明があつて、対象にならんいうがをもう一度ゆっくり説明いただきたいと思ひます。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

順番が狂うかもしれませんけど、まず、その保険の方ですが。

これは、自然に起こったことによる、切断とかいう場合は保険が適用になりますけど、小動物といいまして、ネズミとか、ムササビとか、そういうものが線をかんで切った場合には、これは対象外ということで説明を受けております。

ほんで、そこを考えておかんと、現実にとどこかで起こってるようです。そのムササビか何か線を食べ切ったという、試食したというんでしょうかね。そういうことがあつて、その対象外やっという事例はあるようですので、まあ、その対応も考えなければならぬのでないだろうか。で、しておくべきではないかというような話し合いはありましたけど、まあ、架け替えるとかどうかいうことは出ておりません。

それから確かに、さっき言われましたあの庁舎の関係ながですが。ちょっと報告のとこで漏れておったかもしれませんけど、まあ一応、新設の道路との関係の取り合い口とか、高低差のバランスとかがあつて、まあ国の方からもなるだけ早く決定をするようにというような意見もあるということもあるようでございます。

ただ、議会の中でもそこをやりよったら前へ進みませんので、委員会の中でもそのことについて、そのかなりはありましたけど、そういうことも踏まえてまあ。ただ、中で一番の統一、委員会の中の統一としては、高台へ行くということに異論があるかないかということで、まあ全員、委員長含め、全員高台にかんして、場所はうんぬんとして、高台についての意見がないということで、あまりそのことについての、まあいろいろありましたけど。まあ総論としては、もうその予算がついたことについて、まあ明神議員が言われるようなことも含まれておりますけど、そこはあれにしまして、まあ高台ということで意見が一致したような形での承認というか、認めております。委員会から差し当たってそれ以上のことは出てきておりません。はい。

もう一度すみません。一番先には何でしたかね。1回目は。

(議長から「避難タワー」との発言あり)

避難タワーでしたかね。

(議長から「避難タワーが5カ所程度というのと、5カ所という。どう違うかという」との発言あり)

まあ、5カ所と5カ所程度。私の方は5カ所程度というようにお聞きしたんで、その5カ所程度というような発言をさしてもらいました。新聞は確かに今日見ますと、5カ所と書いておりましたけど。

まあ未定でありますので、執行部の方も5つ造るつもりが4つになるかもしれないという。まあ逆に、言われんけど6つになるかもしれんけど、最低5カ所ということでの説明だから5カ所程度ということで。まあ高さが足らなければ、まだ出てませんので、高さが。想定の高さ以上になりましたら、5基が3基になるかもしれませんので、執行部としてはそういう含みが持たしての5基程度。それから、集会所もすべてまだやらないかんとこあるけど、そういう所についてもほんとに集会所が山の上へ行っていいのかという、いろんな問題があるので、まあ、まずは住民とそのへんは話し合いをしもって取り組んでいくけど、まだ集会所にしろ、屯所にしろ、すべて未定ということで、予算は挙げてますけど、未定という報告を受けております。

以上。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑ありませんか。

小永君。

15番 (小永正裕君)

すいません。先ほど委員長がインターネットが大変つながりにくいというふうな報告がありましたけど、そのつながりにくい原因を私ちょっと聞き逃したか分かりませんので、なぜつながりにくいかを分かりやすく説明していただきたい。

議長 (山本久夫君)

委員長。

総務常任委員長 (森 治史君)

原因は言ってませんでした。正直いうて原因は言ってませんかね、ここでは言ってませんでしたね、私が。

ただ、購入した方が、何か会員証が送ってこられると。ほんで会員証が来てから、今度パスワードを打ち込んで、インターネットとつなぐ操作をせないかん。パソコンの方へ覚え込まして、自宅のパソコンと、こっこのセンターとをつなぐ作業ですよ。そこがなかなか、その素人ではうまいこといかんということで、その部分のネットが繋がらないという意味と。それから一部、まだ加入はしてくれてますけど、お客さまの都合で、まだ接続をしてないとか、いろいろ案件はあるようですけど。

まあ出たものは、パソコンを買って自分でインターネットをしようと思うていざ始めたけど、その会員証が来ちよつてもつなぐ操作いうんですかね、私は分かりませんけど。パソコン上でこちらのセンターとつなぐ作

業がなかなか複雑なことと。それから、その中へソフトを出してきて、いろんなことしたくってもうまいことつながらん方もあるとかいう。それも含めてではなかろうかと思えますけど、そういうことに対して委員の方から、もっと分かりよく。それから、もし、会員証が届いちゃっても、その届いたかどうか分からん、そういう確認も取るべきじゃないかとかいろんな意見がありましたけど。

要は、インターネットをしたくってパソコンを買った方が、いわゆる会員証もらってパスワードもらってから、今度こちらとの、センターへの接続、自宅での接続がうまいこといかんことに対して、もう少しきめ細かなサービスをすべきでないかというような意見があったということでございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

光ケーブルですけども、速度が遅いとかいうふうな話はなかったですか。

想像したよりか、ADSL よりかもっと速いと思うたけども、そんなに速くなかったというふうな話は出ませんでしたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そういうことは出ませんでしたけど、今 100 流してる、実質は 100 ないとかとは言ってましたけど、80 とか 85 とかではなかろうかというような話がありました。

逆に委員から出たのは、逆に今の ADSL と変わらない、ちょっと速い程度のメガ数を落とした分を設定して、逆に言われんけど、インターネットの加入率を促進するためには、2 本立てとか 3 本立てとかのその容量をこう分けて募集したらどうぞという意見が出ましたけど、差し当たって、その光に入ったけど遅過ぎるとかいうようなあれではなくて、逆に、自分のやるインターネットだったらこの量は要らないから、もう少し半分くらいの量でも十分だから、そういう設定はできないかというような意見はありましたけど。

光が、つないでみたけど、意外と遅いような意見は出てきませんでした。はい。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

それでは、ご報告をさせていただきます。

3 月 12 日、13 日、14 日昼まで、産業建設常任委員会を開きました。それで、最初に現地の調査。自動車専用道路、高規格道路の現場を視察致しまして、市野瀬、橘川の現場を見学したところですが、当日は国交省の監督官と、町の森田課長以下のご案内をいただきました。

それで、普段はまあ見えない所でございますが、現地へ行ってみますと、着々と着実にその工事が進んでおりまして、それも静かにできております。びっくりして見学させていただきました。まあ橋脚の高いのが、計画では 65 メートルというようなお話もいただきまして、まあ、どうも四国では 2 番目になるらしいですが、この自分たちの今の世代というものは大変なこういう技術力、そういった技術が高い時代に我々は生活しております。

もんだなあとということを目の当たりにしたわけでございます。

次に、道の駅の予定地を現地視察し、一応それは12日の午前中でしたが、あとは午後から、付託いただきました事件について審査をしてみました。

それですね、先に報告の中身なんですけど、一応、結論を先に報告させていただきます。

議案第72号、専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算について）、歳出6款の全部。これは承認でございます。

それから同74号で、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、可決。

それから第80号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、可決。

同82号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の制定について、可決。

第83号、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の制定について、可決。

第84号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、可決。

第85号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、可決。

第92号、平成23年度黒潮町一般会計補正予算について、歳入のうち17款、歳入12款、14款から16款、20款、21款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、5款から8款、11款。第2表、繰越明許費のうち、6款、8款、可決。

それから、第99号、平成23年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、可決。

第100号、平成24年度黒潮町一般会計予算について、歳入12款から16款、18款、20款、21款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、5款から8款、11款。第2表、債務負担行為のうち、産業建設常任委員会の所管する債務負担行為、可決。

第109号、平成24年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について、可決。

第110号、平成24年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について、可決。

第112号、平成24年度黒潮町水道事業特別会計予算について、可決。

第113号、新たに生じた土地の確認について、可決。

第114号、字の区域及び名称の設定について、可決。

第115号、四万十市と土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の内容を変更する協議について、可決。

第116号、黒潮町道路線の認定について、可決。

以上でございます。

あとはですね、詳細、少し説明を報告させていただきます。

要点筆記でございますので、だいぶ目が粗うございますので、ご了承お願いしたいと思います。

第72号、これは専決処分の承認を求めることについて、一般会計補正予算についてでございますが。これは全員承認ということでございます。まあ詳細につきましては、先ほど総務委員長の方から報告があったとおりでございます。水質が悪いと、水量が少ないということで説明がありました。

続きまして、第74号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。中身がですね、住家防災等の工事をするに、その採択条件が厳しかったためですね、それを緩やかにした、高さを低くしたというものでございました。意見としまして、改正点、緩くなった分いいですか、取り組みやすくなった点についてですね、これを周知徹底するという意見でございました。これは全員賛成、可決でございます。

それから、第80号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例についても、費用の使用料の算出は、耐用年数で割って算出しているということでございました。これについても可決ということでございます。

それから、82号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の制定についても、従来、6基管理していたが4基新設し、あとは、電気料は町が負担し管理すると、そのような説明がございました。これも可決でございます。

それから、83号、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の制定についてですね、一応これは賛成の立場で、もう早く造って稼働してほしいと。貸すということになると、やはりその周辺の道なども含めて、まあちゃんと整備をしてほしい。それから、貸している者の、貸しっ放しになっているような施設がある。これはどうも速やかに改善してほしいという。これは、貸しっ放しじゃいけませんよと。貸すことはいいが、貸しっ放しはいかんということでございまして。意見としましては、契約のとき、その契約書の文言に、目的が十分達成できるように定めるというようなものを入れてですね、きちっとしてくださいということで、これは可決でございます。

それから、84号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。これはですね、分権一括法の流れの中で、まあ基準は町独自で制定してくださいよというものがあってですね、まあ、その法をそのまま制度化していくというものであるということでした。これも可決ということでございます。

それから、85号ですね。黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。これも先ほどの84号と同じ理由でございます。可決でございます。

それから、第92号、平成23年度黒潮町一般会計補正予算について。それですね、農業の分野ではビニールハウスの減額については、これは事業主体の都合で減額するものであると。それから、林業の分野においては減額でございますが、不景気ですね、その山を伐採してもですね、反対にお金が出さないかんような状況のような不景気でございますので、その同意が取れず、まあ事業予算は減額していくと、予算執行できないということでございました。

それとですね、2表農業費は、国の補正により取り組むものであると。3月に割り当て内示予定と。土木費については3,726万9,000円ですが、これは伊田の郷と有井川の避難道路を改修するものである。それから、5,175万8,000円。これは道の駅の関係でございますが、全員買収の同意はいただいております。あとは、法律上の手続き、見直しがございまして、まあ3月下旬には、その法律上の処理が終わるということでございました。これは可決でございます。

それから、第99号、平成23年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について。これも可決でございます。

第100号、これは平成24年度黒潮町一般会計予算について。産業建設常任委員会の所管する分野について審査を致しました。全体として、これはですね、まず、5款の労働費でございますが、これは先に資料を皆さんの所へ町の執行部の方からいただいておりますので、確認していただいておりますと思うんですが、その中身は、その資料のとおりでございます。

それから、農業費、農業振興費でございますが、マスタープラン補助制度、こういったものは十分周知し公平性を保つこと。それから、新規就農の対策ですね。これは、さまざまな対策を講じる部分が出てきますが、それは準備はいいですかという意見ですね。それから、庭先集荷の分がございましたが、これは単に農産物を集めるだけのものでなく、福祉の側面もある。お年寄りなどの、まあいうたら家で物を作っても、それを売る所まで運搬する。そういうような部分は大変骨が折れるし、できない部分もございますので、そういったことに対する福祉上の観点からもその事業を行うものだというお話がございました。

それから、産業振興推進総合事業でございます。これは、調査費については、まあコンサル料、調査委託料

ですが、コンサル料を挙げておりますが。これは、その時点で変わることもあると。

それから、特産協の関係でございますが、なかなか経営が厳しい状況である。サトウキビいうんですがね、予定した収量が、原料が半分になったとか。あるいは、ラッキョウについては、今年は高価な原料を購入し、それを商品化していったということで、それはそういう説明がございました。

まあ質疑の方では、そういった、ほかにも町内にたくさん原材料がございますので、通年操業を目指すようなことも考えるべきではないかと。あるいは、原価計算ですね。原価計算なども、やっぱり自分たちでしなければならぬんじゃないかというような意見でございました。

それから、林業振興費につきましては、森林組合の作業員の育成。年に150日以上、年齢60歳以下の人に補助支援をしていくと。それから、高性能機械導入することについて財政支援をするということでございました。

それから、水産業振興費。これは、ヒラメの放流を行っておるわけでございますが、なかなかその成果ですね、成果がどうであるか。それから、共済制度としてあるんだが、資金が、掛けるだけの資金のある人はいいんだが、ない人は利用できないではないかと。年々、イワシの水揚げも減少しているが、洗剤が原因ではないかというような意見もございました。まあ答弁としては、ヒラメの放流をしておるけれども、まあ、もうけるところへはまだ至ってないというようなことでございました。

それとですね、あと商工費。商工費の工事請負費が中にございます、この工事請負費323万2,000円。これは、拳ノ川に長瀬という、これ字ですけど、そこに縫製工場がございまして、そこへ取り合わせ道が崩落、崩壊しそうな擁壁がちょっと老朽化致しまして危険な状態になっておりますので、それの手当てをするということでございました。

それとですね、観光費。キャンプがその中に入っておりますが、それは春か夏に1回行くと。

それから、松原の消毒は年2回の計画でございますが、国、県へはまだ協議はしていないと。国有林については全国一般入札でございますが、これは和歌山県の業者が主にやっているようでございます。まあ今年はずね、国、県と調整してですね、6月にそのことについてご報告をいただけるということでございました。

それから、産業推進費でございます。特産協の決算見込みは大幅に下方修正ということでございました。黒砂糖の作柄が悪かったということで。ならば、反収量を増やす方向で検討しておると。ラッキョウも原料が高かったということでございます。それで、24年、25年、26年は、ふるさと雇用を活用すると。28年度から黒字になると。

それから、黒砂糖の売り上げが今年一応2,500万見込んでいたんだが、580万。これは決算見込みでございます。あくまでも決算見込みを言っておるわけでございますので、その点ご確認をしておいてください。今年はずね、2,500万見込んでいたが、580万。まあ生産者がですね、別ルートを持っているというようなことでございました。これは、ふるさと雇用の960万を使つての決算見込みでございます。

それから、まあ、こういう三セクの目的というものは、利益がですね、まあ生産者へ還元できることということで説明をいただいております。ただ、全国的なこととして、三セクは失敗例が割合多いので、まあ、その点の心配した発言もございました。

それから、8款の土木費のうち、がけ崩れ対策急傾工事は、蜷川、伊田、有井川、田野浦を計画しておるということでございます。

それから、都市環境整備事業。これは、城山の宅地改良の部分でございますが、今の所の高さは6メートルであり、それが錦野に接続する付近へ宅地開発をしたい。約6,000平米、高さは17メートルというような説明がございました。

以上、それぞれございましたが、なんせ手が働いておりませんので、粗い、一応報告だけはそういうことで、

可決ということでご報告をさしていただいております。

それから、第109号、平成24年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について。これは、今年診断をする計画でございますので、まあその結果待ちということで、これは可決。

それから、第110号、平成24年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について。これは討論ございません。可決でございます。

それから、第112号、平成24年度黒潮町水道事業特別会計予算について。これは意見としまして、収入増が見込めない、未収金の徴収に努めることと漏水対策を十分にという意見でございます。ただ、これは可決でございます。

それから、第113号、新たに生じた土地の確認について。これも可決。

第114号、字の区域及び名称の設定について。これも可決。

第115号、四万十市と土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の内容を変更する協議について。これも可決。

第116号、黒潮町道路線の認定について。これも可決でございます。

以上、報告をさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、10時50分まで休憩します。

休 憩 10時 34分

再 開 10時 50分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっと報告致します。

今朝ほど、議席に配布致しました日程表第6号の日付に誤りがありました。

上から3行目の年度が23年度となっておりますが、正しくは24年度です。

おわびして訂正致します。

以上です。

委員長報告を続けます。

次、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それでは教育厚生常任委員会からの報告を致します。

教育厚生常任委員会に付託されました議案について審査の結果です。付託されました議案は19議案です。議案は付託表にありますのでご確認ください。

去る、3月12日午前9時より午後5時まで、13日午前10時より12時まで、常任委員5名出席の上、議員控室において、各担当課長、教育長、教育次長の出席を求め慎重に審査を致しました。一番最初に町長もお見えになっておりました。

審査の内容で議論されました主なもの、議論とまではいなくても委員より質問が出され、内容がより深められた主なものなどを報告致します。内容によっては本会議と重なる場合もあると思いますが、ご了承ください。

また、3月13日午後1時半より視察研修に行きましたので、これについては議案報告後にお伝え致します。なお、教育厚生常任委員会に付託されました全議案は、可決されるものと決しました。

それでは議案、最初、79号です。議案書の23ページを開けてください。

黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。この問題は本会議でもいろいろ質問がありましたが、保険税を上げなくするためには、いろいろ病気を予防をしなければならぬとか、それからジェネリックの問題でも、これをもっと周知させなければいけないんじゃないかとか、そういう意見もありまして、まあ私たちが使ってますよと言ったら、町長もジェネリックを使っていると、そういうような話もあつたんですが。

この条例については反対意見としては、やはり住民が前回も値上げになっておりますので苦しい状況にあって、再度値上げをするということはいかかなものかと、一般会計からの繰り入れはできないか、そういう反対意見もありましたが、賛成多数で可決されております。

続きまして、議案86号、黒潮町公民館条例の一部を改正する条例について。87号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。89号、黒潮町保育所設置条例の一部を改正する条例について。90号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。この4点は、本会議で説明がありました以上に大きく変わったところはありませんでした。

続きまして、91号に移ります。黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について。これも、反対意見としては、住民の間ではいろいろ税金が上がりますので、町民にとっては大変じゃないかという意見も出ましたが、賛成で可決されております。

続きまして、92号に入ります。平成23年度黒潮町一般会計補正予算についてです。補正の予算書を見てください。予算書ですね、42ページをお開けください。

歳出の方ですが、3款民生費の28節繰出金があります。3,516万3,000円。これは、国民健康保険直診会計に繰り出すものです。本会議でも説明がありましたけども、主にこれは患者さんが見込みより減ったということが本会議で説明でしたが、この金額は大体人件費に使われてると。人件費は、お医者さん1人、看護師さん2人、事務員2人の5人であるという話がありまして。じゃあ、経営としては苦しいわけですから、人件費を減らすことはできないのかという委員から質問がありましたが、これで最低必要な人員であって、まあ誰か休んだ場合はですね交代が要るので、最低5人は必要だという説明がありました。

続きまして、71ページを開けてください。10款教育費の所です。

15節の工事請負費、2億9,615万3,000円、給食センターの新築工事です。これは本会議で説明がありましたが、大方中学校の校舎の隣に給食センターを新築致しますが、大体550から600食。今の佐賀の給食センターと同じぐらいな規模になるそうです。24年度着工して、25年3月に完成予定だそうです。

今は佐賀は直営でやっておりますけども、これを機会に両方が民間委託になる、民営化するというので、今、給食は地元の食材を子どもたちに出すというのが全国的な課題ですが、方向に進んでおりますが、なるべく地元の食材を民間委託になっても使ってほしい、それができるだろうかということに對しまして教育長の方からは、まあ地産地消でいくのは全国的な流れであるので、行政サイドでこの点は話を進めていくと、そういうお答えがありました、

一般会計の補正予算については、これで終わります。

特別会計の補正予算ですが、94号、平成23年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について。95号、

平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について。これはほとんど精算によるもので、本会議以上の説明も大きくありませんでした。

96 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算です。今、一般会計の補正予算でも説明したところですが、96 号のですね 7 ページにあります。金額も一般会計とおなじですけども、ここに一般会計からの繰入金も載っております。

それで、やはりですね、患者数が減って一般会計から繰り入れするという点では、この先生が 1 年間なので、まあなかなか患者さんがですね増えていってない、今のところは。以前の花田先生は皮膚科でしたので、もう大体がその専門的な病気で花田先生の方に患者さんが行ったと。それから、花田先生のときに出されたたこう薬も、ちょっと拳の診療所ですとともありますけども、特別、花田先生がこう処方してるといいますか、そういうものも、拳で出されないものも、薬もあって、前回の花田先生のときの患者さんをとどめておくことが難しかった。

だから、地域に解け込んだですね、そういう医療をしていくことが大事じゃないか。それが患者を増やしていくことになるということで。まあ今回は、まだ先生は中村から通っておられますけども、当初予算に出てますけど、医師住宅も用意しますので、今後の課題としては患者が増えるんじゃないかと、そういう説明がありました。

これで 96 号は終わります。

97 号のですね。平成 23 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について。これも本会議の説明以上のものはありませんでした。

続きまして、100 号に入ります。当初予算です。

当初予算の 72 ページをお開けください。3 款民生費ですが、72 ページ下の方の 15 節工事請負費 1,000 万、老人憩の家の補修工事です。これは、鞭にあります老人憩の家ですが、地区サロンとして利用をしたい。それで、炊事場とトイレを改修するんだそうです。で、部落が 20 パーセントを負担する。

鞭の集会所は上にありましてですね、検診車はその道が狭くて入れないので、まあそういうこともあって、ここの老人憩の家の補修をするというような説明がありました。

続きまして、74 ページをお開けください。74 ページの 20 節扶助費の真ん中あたりですが、住宅改造支援事業 199 万 8,000 円。これはですね、身体障がい者の方が住宅を改築するときの補助です。県が 3 分の 2、町が 3 分の 1 で、限度額としては 100 万円を補助するという事業です。

続きまして、80 ページを開けてください。一番下の 20 節扶助費になりますが、扶助費の下から 2 番目の所ですね、自立支援医療費 3,700 万あります。これは、施設入所者がですね、障がい者ですけども、施設入所者で、心臓と腎臓の病気で通う場合の補助費ですが。心臓の方は 200 万、20 件だそうです。腎臓は、延べですけれど 600 件あって 3,500 万。まあ透析なんかがありますので、そういうことを予想した予算になっております。

続きまして、87 ページのですね。87 ページ開けてください。15 節工事請負費、下から 2 段目の所に工事請負費 200 万。これは南部保育所改修工事とありますが、これは雨漏りだそうです。

続きまして、97 ページを開けてください。97 ページ、19 節負担金補助及び交付金の所で、その枠の下の端ですが、合併浄化槽設置整備事業補助金 1,364 万 4,000 円あります。これは、いつも合併浄化槽は足りなかったり何かして補正で挙げたりしますが。今年ですね、5 人槽を 10 基、7 人槽を 18 基、10 人槽を 1 基、予算化して挙げてるそうです。今年の場合、5 人槽の枠を昨年より減らして、7 人槽を増やして、ということは、ちょっと金額が大きいので、希望者が増えたときにいろいろ対応は可能になるんじゃないかということで、こういう予算を挙げております。

それから、98 ページを開けてください。4 款衛生費のですね、15 節工事請負費の中で医師住宅新築工事。先ほど言いましたけども、これが 1,601 万 9,000 円、拳の川診療所の医師住宅です。3LDK で、30 坪だそうです。坪 50 万を予定してるということでした。坪 50 万円ですよ。

その下、99 ページですが。99 ページ、13 節委託料の塵芥（じんかい）収集委託 5,813 万 6,000 円。これはですね、ごみ委託は、大方の場合は金子さん。それから、佐賀の場合ははらからさんと谷口さんに粗大ごみの方を委託しております。で、今年は、ガソリン代の年平均を上げて計算してあるので、少し上げてあるそうです。金額は上がってるそうです。

それから、大方の金子さんが、米原の方には前はなかなか収集へ行っておりませんでしたけども、これから行ってけることになってるそうです。そして、パッカー車は自分で買って、減価償却費として 6 年間、町の方が払ってるんですけど。もう金子さんがですね、今年はパッカー車を買いたいと。6 年間で減価償却費は終わるんですが、19 年使っていたそうです。そういうお話がありました。

飛びまして、151 ページを開けてください。10 款教育費になります。一番下の工事請負費です。

三浦小学校の校舎の解体工事が 6,633 万 9,000 円。まあ三浦小学校が建ちますので、古い校舎を解体します。大きく音が出るものは、8 月のですね夏休みのころを予定しているということでした。

その下にですね、三浦小学校校舎太陽光発電整備工事がありますね。これが 3,110 万 1,000 円。これは 20 キロワットの発電量だということですが。議員の中から、じゃあ、年間の電気料幾らですかという質問がありまして、22 年度の電気料は 94 万円だそうです。で、まあ設備費代が、相当この電気料と比べますとなかなか高いもんだなあという意見が出て、どういところで、この太陽光発電を設置するのかというような意見が出まして。次長の方からですね、3.11 以降、まあ自然エネルギーに国全体が転換をしているので、そういう方向で公の施設は使っていくということでお答えがありました。まあ、まだまだ太陽光発電を使ってるの、少ないのでコストは高いですが、これからの課題じゃないかなということでした。

一般会計の当初予算についてはこれで終わります。

続きまして、特別会計の方に入ります。

101 号、平成 24 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。これはですね、もういつも説明がありますけど、新たに貸し付けをするものではなくて、回収だけの事業です。今年は、滞納者が 30 人いたのが 27 人に減ってると。まあ徐々にですけども回収はされておまして、課題はまだまだ大きいんですが、そういう方向に進んでるということでした。

それで、全然お金を払わん人もおるがやろかいうて言うたら、まあゼロの人もおるそうですが、1 万、2 万、3 万、5 万とか、少しずつでも入れてくれている人はおると。それで、早よせんかったらもう持ち主が亡くなってしまふんじゃないかというような意見も出ましたけど、なかなか解決策は一挙にいかないところがこの事業です。

続きまして、102 号、平成 24 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について。104 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について。105 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について。106 号、平成 24 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について。これは本会議で説明以上の大きく変わったところはありませんでした。

107 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について。補正の方でもいろいろ直診については話しておりますが、今回も 107 号のですね、8 ページを開けてください。ここに、一般会計の繰入金としまして 4,368 万 2,000 円というのが挙がっております。これが、今回の直診の方に一般会計から繰り入れるお金です。

それで、これも委員からいろいろ意見が出まして、まあ国保の値上げが2,200万円ですよ。それより多い額が前回の補正と。それから今回、また本年度繰り入れがあると。で、毎年これほど近い金額が投入されたら考えなきゃいけないんじゃないかというような意見があったのと。それから、佐賀診療所がありますので、そこかなり競合する。患者さんがですね、競合するんじゃないかとか。そういうところを考えながらですね、やっていく必要があるんじゃないかと。まあ話し合いもできないもんだらうかとか、そういうような意見も出ておりました。

課長の方からは、まあ公立病院を考えるとですね、採算だけを公立病院というのは考えておりませんので、やっぱり地域医療に力を入れていかなきゃならない。まあ拳の診療所は疋田先生という立派な先生がおられて、ほんとに地域医療が根付いていた、そういう歴史的な病院です。まあなかなか疋田先生のようにですね、1年、2年でなるもんじゃありませんけども、腰を据えた地域医療というのが必要ですけども。今後もですね、いい施設があそこにありますので、病気予防だとか、そういう健康講座とありましたか、そういうものだとかですね。地域に解け込むような形で今後やっていくのが、まあ課題だろうと。

まあ今回は、先ほども言いましたけど、住宅も確保しましたので、これからですね、先生が地域に根差してくれるんじゃないかというお話ですが。まあ、まだまだ若い先生ですので、皆さんで育てていかなきゃならないと、そういうことじゃないかなと思います。

107号についてはこれぐらいです。

で、108号、平成24年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算については、本会議以上のものはありませんでした。

これで議案の報告は終わります。

続きまして、視察の報告を致します。

教育厚生常任委員会では、3月13日の午後ですが視察研修を行いました。まずは、今年度改築されて完成予定の三浦小学校に行きました。

三浦小学校は以前から、今使われてる校舎は一部が傾いておまして危険性が高いということで、議会としても何回か視察に行っている学校です。新校舎はまだ建設中でしたので、たくさん大工さんとかいろいろお仕事してるところをお邪魔したんですけども、必ず来ると言われている南海地震を考えると、やっと安心できる校舎の完成です。喜ばしいことだと思って見てきました。

日当たりもですね、見晴らしも大変いい校舎で、海拔33.3メートルあるという高台にあります。地域住民の避難場所としても十分活用できる所です。

次に、大方地域の学校給食センター建設予定地へ行きました。大方中学校校舎の東隣ですが、少しですね車の出入りが狭いんじゃないかなと、そういうような感もありましたが。まあ近くにある部室だとか、駐車場っていいましたか、そういうようなものは壊す。駐車場じゃなかったね、何やったかな、壊すということで、その辺は広くなるという説明でした。

前回、議会の中からですね、津波を危惧(きぐ)するという、大丈夫なのかという声がありましたけど、ここ海拔は18.1メートルで、まあ大丈夫じゃないかなと、私たちが見た感じではですね。そういう委員の意見です。

続いて、南郷小学校の避難道。今、造ってありますが、そこへ視察しました。工事中でしたので、ヘルメットをかぶらん人は上がらさんがやとちょっと言われましたけど、工事中の所をちょっと構わないとこまで上がって行きました。

校舎のすぐ後ろをですね、こう斜めのスロープをこうジグザグに上がっていくようにやっておりますが、ま

あ、まだ造りかけでしたので、その削ってるのり面がですね地震では崩れそうだなあという委員の意見に対しましては、吹き付けをして安全対策を取ると、そういう説明でした。

帰り際は、老人憩の家がすぐ近くですので、そこに行ってみたんですが、ここは使用してまして、そのときにちょうど使ってる方がおりましたので、まあ車の中からですね、どこにあって、どのような建物なのかという確認だけの視察でした。

これで私の報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

報告の中で、79 号の国民健康保険税のがですが。

委員会の中で、一般会計の繰り入れはできないかという意見が出たということですが、そこからそれ以上の踏み込んだ話はあったかないか、お願いします。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

特別食い込んだ話はありませんでした。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

それとですね、医療費を下げるということで、病気予防。これは多分、受診率のアップを図るということだと思いますが。

また、ジェネリックの薬品を使うと、医薬ということで、これの効果というか、その受診率はアップしたのか。それと、ジェネリックを使うたがで医療費が下がったのかという話はなかったですか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

そうですね。まあ、ほんとはそこまで詳しく突っ込んでいかなきゃならなかったかもしれませんが。結論から言うたら、そこまで詳しくはやってないんですが。

やってないということではですね、教育厚生で今回がまあ 2 回目になりますので、最初的时候はもうちょっと詳しく討議したんじゃないかなと思うんですけども、今回はそういうことはなかったですね。

ただ、先ほど言いましたけど、ジェネリックについてはお医者さんの方がですね、まあジェネリックに変えるとちょっと効果が違うとかいうようなことを言うお医者さんもいて。そうすると、患者がためらうんじゃないかと。もう少し、まあ周知徹底も必要じゃないかとかいうような意見も出てまして。

かなりジェネリックについては話があったんですが、そのほか、その検診率アップでどのようになったとか、そういう討議はされておられません。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

100 号の 24 年度の一般会計で、その教育、151 ページ、三浦小学校のソーラーの件です。

これ自分、初めにも執行部の方にも質問というかね、したことでしたけど。20 キロで 3,000 万というのは高いと思うのですが。メーカーとか、それから通常、3、4 キロ。家庭用のあの 4 キロぐらいで 200 万で設置できるわけで。それにまあいろいろ補助もあります。

そんなので、大体 15 年ぐらいで、単純な計算ではあれが償還いうかね、まあお金を借ってやってもできるようになるというような話も聞くがですけど。1 つは、ほいたら 20 キロで年間どれぐらいの電気料に見合う、うちの場合と四電さんから売電料が入ってくるとかというようなことの話はなかったですかね。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

売電もできるようなにはなっていると。それは、まあ日曜日とか、その夏休みとかありますよね。そういうときに売電もできるようになってますけど、あまり細かいことはなかったですね。

それから、まあ高いと、設備費がですね。そういう点については、費用対効果という点ではなかなか合わないんじゃないかという意見はありましたけど。補助がないとなかなか割に合わない、今のところはですね。そういう説明はありましたか。

メーカーは、まだ決まっていなかった話ですけど。それぐらいですね。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

補正と予算と両方に係ってくることなんですけど、学校給食のセンター建設の予算が計上されました。可決というご報告でしたので。

このがにつきましては前々からも説明もいろいろ聞いたんですけども、まあ本格的になってきますので、運営のランニングコストの問題ですとか、それから公設で民営にという話がありました。なかなか、今、私たち産建の方でもいろいろ問題になっているのは、誰がやるかという問題ですね。公設民営であれば、どこかの企業が入るのか。どういう組織が運営をするのか。そのことによって地域の中に還元するだけの企業ができているのか。やはりいろんな問題が出てくると思うんですね。

今はもう早咲の黒潮の工房についても、もう民間では駄目なので、第三セクターでやらずしかないというような方向になってきておりますし、ランニングコストの問題。それから、その運営をどこがするのか。そういうことについての話し合いというか、質問等。それから、特に執行部からの答弁はございませんでしたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

そうですね。ほんとはまあ、そういう突っ込んだ話までいかなきゃならなかったかもしれないですけど、そこまでの話はなかったですね。

先ほど言いましたけど、その公設民営になってるのは、民間委託するということは、もう今回決まるという
ような本会議で説明がありましたので、それに向けて、その食材についてはね、地産地消でいってほしいとい
と、そういう意見はありましたけど、そのほかは出ておりません。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

自分、一般質問でもちょっとお聞きしたことでしたけど、この4月から中学校で武道が必須になりますけ
んど、その件についての話というか、そういうことはなかったですか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それは予算説明でもなかったし、委員の中からも武道について、どっか予算に入ってるんですかという質問
も一切ありませんでした。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

その給食センターの関係ですが。

現在の職員の方の心配をされるような意見はなかったですか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それもなかったですね。細かい点、そういうことはなかったですね。

職員さんが、まあどうなるかとか、そういうことはあるんですが、実際にはね。そういうことは一切なかつ
たです。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第72号、専決処分承認を求めることについて（一般会計補正予算について）の討論はありま
せんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町行政組織条例の全部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町財政支援事業基金条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

一般質問でも言いましたけども、今ほんとに国保の運営状態が厳しいということは事実です。全国的にもそうです。それは、国の方が負担率を下げたということに大きな原因はありますけども、だからといって税が集まらないから、運営が赤字だから、それを全部住民負担にしていくということでは限界があると思います。

国保新聞でも、ここで一般質問のときに言いましたけども、全国の約 7 割の自治体がもう一般会計から法定外の繰り入れをしております。法定外の繰り入れについては、国の方から何か圧力があるようですけども、やはりそれを押し切って、各自自治体がそういう方向を取らない限り、住民の生活は守れないんじゃないか、国保運営はできないんじゃないかということで、今年度もまあ法定外の繰入額は増えてたわけです。22 年度決算でも増えてたわけですね。それが厚生労働省からの発表ですので間違いのない数字だと思いますが、黒潮町もそういう方向転換をしていかない限り、なかなか国保税というのは運営は難しいと思います。

私はそういう点で今回も、前回上げたばかりですので、こういう方向を取るべきじゃない。やっぱり一般会計から法定外の繰り入れをするべきだという考えで反対の意見を言います。

議長（山本久夫君）

次に、賛成討論の方。

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私は賛成討論ということで致します。

本議会については執行部説明のとおり、現在の国保特別会計を取り巻く状況は非常に厳しい財政状況です。私は、賛成も反対も、黒潮町にとってはいばらの道の選択だと思います。賛成しても、税はこのままでは上がる一方です。反対しても税の先延ばしだけで、1年後にはさらに高額の税のアップが必要なことは必至です。

前年度20パーセント、本年度6.7パーセント増で、この率が適正かどうか難しいところですが、試算を見ると1億1,000万の財源不足を補うための手段とのことでございます。また、23年度の決算も4,200万程度の赤字が見込まれる。そのようでございます。

国保特別会計の運営は、執行部も頭を相当悩ませての議案だと思います。加入者が例年どおり、医療に安心してかかるためには、残念ながらこの税率や予算を止めるわけにはいきません。運営しながら、走りながら考える必要があるために、非常に苦肉の選択ですが、賛成の立場を取ります。

ただし、今年中に次の点はしっかりと執行部に考えてもらうことは重要です。この問題を解決するために、町民に安心してもらえる運営を図ることが大事だと思います。町民がこの先どうなるのか、どこまで税を上げるのか、どこで町は法定外繰入ができるのか、何年間繰り返されるのか。目標をしっかりと定め、加入者だけの責任にせず、町民にしっかりと説明をするべきだと考えます。何も方向性を示さずに、ただ、ずるずる改定の中だけの対応では、弱い立場のこの改定は破たんすることだと思います。

一方で、加入者自身も国保会計の厳しさを理解して、自分の健康は自分で守る。医療費の減少策も自分たちで考えていくことが非常に大事です。町が実施する健康対策や予防事業も、その効果を再確認し、検証することも大切です。悪化の背景にある大きな課題には、法制度の改正、加入者の雇用や所得の向上策、滞納者や滞納額の減少策、現実に税額アップによる生活の困難な方々への対策は必要と考えられます。

このような状況を踏まえ、今年度早急に目標設定と解決策を図らなければならないことを付け加えまして、賛成討論の意見とします。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

池内君。

13 番（池内弘道君）

今、山崎さんの説明もありましたが、聞いてのとおりの最善の対策がまだ取られてない状態で、本年度も税率アップ、来年度も税率アップということにはならないと思います。

それですので、最善の対策ができてから税金を上げていただきたいと思いますので、今年度の税の改正につきましては反対の立場で意見をさせていただきます。

議長（山本久夫君）

賛成討論の方。

下村君。

2 番（下村勝幸君）

基本的にですね、国保のこの税条例改正についてはですね、かなり前からですね大変難しい状況に至っているというのはですね、もう皆さん認識してるとおりやと思います。

それで、この内容についてもですね、もろ手を挙げて賛成するという議員さんはですね、多分ここには誰もいないと思います。で、本当に山崎議員言われるとおりでですね、もう究極の選択の一つの中にですね、この税条例の、まあ今回の増税 6.7 パーセントというものが入っていると思いますけど。やっぱり問題をですね、このまま先送りにするという事ほどですね、住民を逆に困らせることはないのではないかとというような気がしています。

特に、今回もまた赤字、来年度もですね赤字ということが見込まれる中で、少しでもですね、その幅を減少していくためには、ある程度ですね、この負担は必要になるのではないかと思います。で、また来年度、この内容がですね改善されずに、また大きな負担ということが出てくるときはですね、執行部も我々議員もですね、ある程度腹くくってですね、何らかまたいろいろな対策をですね考えねばならないのではないかなと思います。

そういったこと含めてですね、今回のこの議案については賛成ということで、討論に代えます。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

山崎議員、それから賛成の下村議員の言ってることも理解できないわけではありません。けど、この問題として抜本的な改革になりますけど、これ、一番の問題点として言われるのは、社会保険の方々が、後年、退職後は必ずこの国民健康保険に入ってきます。こここの改定がされん限り、必ずずうっと、その国民健康保険の中で保険料を払ってる者してみれば、やはりその問題もあろうと思います。

そらあ、それぞれの社保とか何とかからも繰入金が増えてくることは存じております。そういう方法もやってみることは分かりますけど、やはり今考えても、これ、ちょっと数字は分かんなんですけど、前年度値上げしてからどんだけの納付が落ちたか、滞納が増えちゃうのか。そういう部分も勘案したときに、2割は上がったものの、今度 7 パー言いますけど、1 万 2,000 円に。前だったら 1 万円の方が 1 万 2,000 円になる。けど、今度は 1 万 2,000 円の 7 パーですから、実質的にはもっと大きい上がりになります、金額的に。今、この雇用のないところで外れて、しかも失業中、もしくは社会保険に加入にできない状態で、月額 14、5 万程度の収入を得て生活してる方にとっては、かなりの負担になると思います。

そういうことを考えた場合に、やはりもう少し一般財源から投入し、そして検討課題はもろもろあると思います。もうとにかく高齢になって、勤めの方も辞めてしまえば、国民健康保険で。若いときじゃないので、高齢にはなるほどいろんな病気も出てきます。そこは全部、国民健康保険の方で対応になってきます。

そういうことを考えたときに、収入が年金でも格差がありますので、国民年金のみの方と、それだけの保険料を払ってきたんだから、当然、15 万、20 万もらう方がおってもそれはおかしくありません。払ってきた保険料が違いますので。けど、収入の差が退職後も出てきます。その中で、収入の少ない人考えたときに、やはり減免措置がある、何が言いますけど、やはりこういう上げ方すると、減免すればするほど収入は減になりますので。やはりもう少し一般財源からの持ち込みとかを考えて、今回は見合わせて、もう一遍きちっと検討すべきではないかと思います。

だから、今回の値上げに対しては、私は反対を致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

今、国でもよね、自分言うまでもないけど、税と社会保障で頭をまあ悩ます。うちの町で言うたら、この医療の問題やと自分思うがです。

しかし、去年、おとどし、この問題が出たときから、自分はもう年々医療費は上がりよるがやき。そのためには、保険税も上げざるを得んことは分かります。しかし、こんなことがいつまで続けてやれるかよという、自分は、こと聞いてもろうちょう。ここで町民の皆さんに申し訳ないけど、実情を話ししてよね。それで、まあ単純に言うたら、10 回のところを 1 回ばあは我慢しとうせやというような取り組み。町もそういう取り組みをした上でじゃないと、いずれはどうにもならんなるがやないですかいうことを自分は言わせてもらう。

そしたら、それから、まあおとどし、去年、まあ今年、どんなことを行政はやったやおか。自分には、そのやったところがね見えん。見えんき賛成するわけにはいきません。

それで自分ね、先ほどもその森議員の意見にもあったようによね、1 つはこの国民保険。昨日、おとついの説明の中で、30 何パーセントかの人がこれ加入しちよるというお話でした。まあ自分がこんなこと言うたらあれですけどね、まあ自分の関係しちよるとこではよ、船員保険とか社会保険。事業主がね、船員保険は 6 割以上負担しようきね。それから、社会保険。社会保険もさしてもらいよう。しようやない、さしてもらいよう。それから町の、町の職員の皆さんも町の中でよね負担しようきね。ほんで自分はね、一般会計で今までも現実に繰り入れもしよった、しちよるということも考えてよね、いう取り組み。そういうことがね、自分、必要やないか思うがです。

ほんで、こういう問題については、よく自助、それから共助いうことを言うわね。それから、公共が助ける公助。ほんで、その部分をどうやってやるかいう問題やと思うがです。そういうように、まあこれはそれぞれ、別に町長にどうこういうことじゃないですけど、執行部のうるさいことも分かります。繰り返しますけどね。けど、このままではもう 2 年、3 年うちにどうにもならんなって来ると思うきよね。そこの取り組みをこういう形でやりますというようなもんがね出てこざったらよ、いずれはみんなが、町そのものが、自分、駄目になると思うがです。

そういうことでスキに、自分はそういう考え方しちよるもんで。ほんで、一般会計から繰り入れとかいうこともね、もっと自分やらないかんとと思う、これは。そういう中での取り組みやったらですけど、今のような、今年のような形のあれには自分は反対です。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、黒潮町公民館条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、黒潮町保育所設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

これも介護保険を 3 年に 1 回でしたか、改定するというので、まあ値上げの条例ですが。

介護保険は国保とちょっとシステムは違いますけども、介護保険の場合ですね、確かにお金がなくて上げていかなきゃならないというシステムになっておりますが、一般会計からどこだかの投入してた所もあったと思います。

それから、土佐清水市ではですね、その介護保険の利用料 1 割について補助をします。これは以前、西村市長さんのときからですが、そうして住民へのこう緩和をですね、施策を取ってます。黒潮町ではもうほんとに、上がったから、ないから上げると。そういう簡単なものではないとは思いますが、執行部の方も。

やはり住民にとって、介護保険も上がる、国保も上がる、いろいろそういうことが上がってきますと生活の圧迫になりますので。ぜひ、そういうですね、土佐清水市の状況でもいいですし、いろいろそういうことも考えた上で、やった上での値上げならまだ分かりますが、私は値上げすることには反対です。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 95 号の討論を終わります

次に、議案第 96 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第96号の討論を終わります。

次に、議案第97号、平成23年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第97号の討論を終わります。

次に、議案第98号、平成23年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第98号の討論を終わります。

次に、議案第99号、平成23年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第99号の討論を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 48分

再 開 13時 30分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を続けます。

次に、議案第100号、平成24年度黒潮町一般会計予算についての討論はありますか。

宮地さん。

6番 (宮地葉子さん)

今回、積極予算もちろんあるんですけども、庁舎建設用地の取得費ですか、それが1億計上されております。スケン谷についてですね、議会としてどうなのかという議論は議会としてはやっておりますので、住民はどうなってるんだという、よく質問を受けます。

やはりここでこの予算が通ってしまいますと、もう議会が認めたということになりますので、やはり私、住民の意見をもう少し反映させるためにも、もう少し議論が必要だと思っております。まあ反対してる住民もおりますけども、そういうところからしてこれを認めると、もう議会が全面承認ということになりますので、今回この点で反対致します。

議長 (山本久夫君)

賛成討論ありますか。

(なしの声あり)

反対討論ありますか。

森君。

11番 (森 治史君)

今回の予算ですが、この中からやはり情報センターの方への一般財源からの持ち出し等があります。これに

については最初から、この光ケーブル事業、基盤整備事業については反対をしておりました。

このように、やはり一般財源から、まあ、まずは当初やから、それはそれで必要な範囲かもしれませんが、今からこれが採算のめどが立たずに、このままどんどんどんどん入っていくということについては懸念がありますので。

それと、先ほど宮地議員が言いましたように、高台。これは、ある程度、私は認めざるを得ん高さだと思いますけど。やはり、もう少し慎重な議会の方への報告があり、議会の意見も聞き、しながら進めていくべきだと思いますし、この予算を承認することは、そこありきとなって動いていってしまう関係があります。

やはり宮地議員と同様、やっぱり住民に対して、問われたときに説明をし切れないという部分がありますので、もうちょっと庁舎の土地取得と樹木に対する賠償の金、予算についてはもうちょっと慎重にするという意味合いで反対を致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、お二人の討論聞かしていただいたんですけど、私もまあ議案の中にはですね、まあ心配する部分も幾分かあるものもやっぱり残っています。しかしながら、まあ当初ではございます。

で、この議案はやっぱり1議案ですので、1つの款項目の中に認めたらですね、この事業を認めてしまうということになるのであれば、やっぱり予算の引き下げをするべきだと思いますので。それが出ていない限りは、やはり私は1議案、一般会計の当初予算、1議案ですので、この議案全体から言うと、私は認めるべきだと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

2点と申しますか、今のこの中には情報に関係した部分もあります。

それで、この情報基盤整備事業につきましては、初めは年間の維持管理費が7,000万か8,000万ぐらいやという説明やったと思うがです。それが、特別会計の方に5,000万余りお金を入れなにかんというような部分があって。これも国保と同じで、1回きりで、恐らく今年度だけの事業で終わる事業じゃないと思います。繰り入れやないと思います。そういう部分と。

それから、庁舎の関係です。確かに、高台への移転ということやもんで、自分はそれには反対はしません。ただ1つ、先ほどのあれにもちょっと自分聞いてもろうたように、全然自分らは議会として、町長は町執行部として持っていくということ。けど、自分ら説明はいただきました、あそこに持っていくいうね。けど、ほいたら議会でという部分が自分はないように思うがです。いうこと。

それと自分、高台へは移転ですけれど。移転については賛成ですけれど。自分らの町にとって、たまたま庁舎の移転という問題があって。それに今年の東北の地震と津波で、こりゃいかんねえということで上げる。ほんで、それも悪いことやない。が、今自分らは、その東北のああいう災害を、まあ東北の皆さんには申し訳ないことですが、自分ら勉強さしてもろうたと思うがです。それを生かす。

ほんで自分、これも言うまでもございませぬ。今、東北で高台への町そのものの移転というか、そういう問

題が出てきて。ほんで、自分らのこの黒潮にしても、もしじゃなしによ、もう東海、東南海、南海の地震が来るぜよと、あるぜよと。それは明日来るか、何十年先か分からんけれども、来ることは分かる。それが来たときに。

これも何回も聞いてもらうことですがね。今自分らがこうやって見ておる周りの家が、もう何にもなくなるといようなことを予測しちよかないかん。そういう問題が考えられる中でね、自分は。これも何回も聞いてもらうように、せっかく高台へ移転するがやったらよ、将来の後々の町民の皆さんいうか、若い人のためにもよね、この町やったら、こういう町やったら、そういう災害もなるだけ少のうに抑えられるという取り組みを持った、自分は事業。それこそが、そのときの町の最高責任者としての自分は判断でもあるし、ように自分は思うわけです。

そういうことで、そういうことらが、申し訳ないけれど感じる事ができんもんで、自分は賛成することはできません。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

下村君。

2 番（下村勝幸君）

黒潮町議会の場合ですね、当然こう委員会主義でやってるわけで。

今回、委員会の中でですね、特に修正、また否決等も出ずにですね、全委員会がこれを可決すべきものというふうに決するという委員長報告もありましたので、私はやっぱり、その委員会でのその決議をですね尊重して、この議案自体、全体をですね可決すべきものというふうに私も判断しますので、賛成致します。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、平成 24 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、平成 24 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 105 号の討論を終わります。

次に、議案第 106 号、平成 24 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 107 号の討論を終わります。

次に、議案第 108 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 108 号の討論を終わります。

次に、議案第 109 号、平成 24 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 109 号の討論を終わります。

次に、議案第 110 号、平成 24 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、平成 24 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

明神君。

10 番 (明神照男君)

この事業は一般会計のことでも自分聞いていただいたように、毎年、恐らくある程度の繰り入れ、一般会計からの繰り入れの形。ほんで今年度は、さっきも聞いてもらったようにね、5,000 万余りのお金が不足するわけですわね。で、こんなことを続けれる道理がないと思うがです。

確かに、そりゃ加入者を、希望者を増やす。受益者負担でそういうところからいう部分がないわけじゃないとは思いますが。命にかかわる国保に対しては、そういうことができません。が、この事業は結果としてできる。できるというきに、せんとやっっていけんというような特別会計になっております。まあ、これも前からも何回も何回も聞いてもらうことで、言うことはおんなじことになりますけど。

そういう会計やもんで、やっぱ賛成いうわけにはいきません。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

明神議員と基本的なことはおんなじですが、私たちがずっと反対してきた事業。それはもう一般会計からこういうふうに補助をしないとやっていけない事業だからということで、借金を子どもや孫に残す事業ですよと言ってきたことが、もう最初から 5,500 万余り補助していかないと成り立たない。

委員会報告でも、経費減に努めるべきじゃないかという意見があったと言われてますが、自主放送をやると、またこれにプラス、経費が加わって行って、ますますお金が掛かる。加入率を増やすって言いますが、これも反対のときにずっと言ってきましたけど、人口はどんどん減ってるわけですね。なかなか加入率を増やすということは難しいだろうというのが私たちの反対の弁でしたが、そのとおりになってきたと思います。

というのがですね、国保が上がった。もう国保税さえなかなか払えないのに、このテレビっていうのは、映ればですよ、映ればわざわざ毎月 1,050 円出して払えるというか、加入できるという方は、ある程度余裕がないとなかなか入れないわけです。そういうのをずっと反対のときから言ってきましたけど。

そういう意味で、毎年毎年これだけのお金をつぎ込んでいかなきゃなんない。ほんとに大変な事業だなあと、私たちが言ってきたことがそのまま当たるということはほんとに残念なことですけども。

この予算に賛成するわけにはいきませんので、反対の討論をします。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 111 号の討論を終わります。

次に、議案第 112 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 112 号の討論を終わります。

次に、議案第 113 号、新たに生じた土地の確認についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 113 号の討論を終わります。

次に、議案第 114 号、字の区域及び名称の設定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 114 号の討論を終わります。

次に、議案第 115 号、四万十市と土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の内容を変更する協議についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 115 号の討論を終わります。

次に、議案第 116 号、黒潮町道路線の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 116 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 72 号、専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算について）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 73 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町行政組織条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、黒潮町財政支援事業基金条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、黒潮町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、黒潮町保育所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、平成 23 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、平成 23 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、平成 24 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、平成 24 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、平成 24 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、案第 104 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、平成 24 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 108 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号、平成 24 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 109 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号、平成 24 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 110 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号、平成 24 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 111 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 112 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 113 号、新たに生じた土地の確認についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 113 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 114 号、字の区域及び名称の設定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 114 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 115 号、四万十市と土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の内容を変更する協議についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 115 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 116 号、黒潮町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第116号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第81号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題としますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定によって、坂本あやさんは除斥の対象となりますので、退場を求めます。

日程第2、議案第81号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第81号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

この件につきましては一般質問があり、詳しく答弁をさせていただいておりますので、ここでは簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

この改正は合併協定に基づき、類似施設との使用料の統一を図るため、使用料の減額改正を行うものでございます。

なお、課長の補足説明を省略させていただきますが、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第81号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

一般質問でしてはありますが、その中でちょっと抜けてたことがあってお聞きしますけども。

この施設は一般質問のときには、21年度は黒字だった。22年度になったら赤字という説明がありました。これはですね、1年変わって、何か営業上に特別なことがあって。ないと、まあ赤字にならないわけですから、何かあったのかと。

何でもかといいますが、外から見たことでなかなか中身は分かりませんが、外から見るとお客さんはよく入っていますし。それから、今年はテレビ放送があったそうで、何かカツオーバーガーが放送があった。いろいろな人に聞くにですね、すごくそれがはやって、連休並みの混雑だったとかっていうふうに聞いたりもしています。そういう意味で、特別ですね、外から見た目では営業内容が悪くなるとか、お客さんの入りが悪いかというふうには見えません。

だったら、何が赤字の理由かなっていうことでは、役員報酬が多く取れば、まあ赤字になると。逆にですね、赤字経営の場合はどんどんリストラしていったら黒字経営にするように。逆に、黒字経営の場合は役員報酬が多ければ赤字経営になることがあります。そういうことなのか。

ちょっと赤字になった理由が分かるようでしたら教えてください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

今のご質問にお答えします。

22年度についての赤字ということですが。まず、22年度の報告書によりますと、龍馬伝が22年度ありました。それで観光客が東の方へ多く行ったということで、ちょっと西の方、観光客が減になったということと。

庭先集荷を実施しております、その中で4名の雇用を実施したようです。それで、まあ庭先集荷のその人件費によって赤字になったということです。

それと、役員手当は4人の方の役員がおいでますが、ひと月一人5万円で、年間240万ということで、そんなに多い額ではないと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

ちょっと、先ほど赤字の原因が東の方にお客さんを取られたという説明がありましたが、それは22年度は特別な、まあ県の事業いか行事もあって、全般的に東は良かったけど、西が悪いというあれが出ちよと思うがです。で、まあ昨年度は22年度ほどやないにしても、やっぱり悪かったということは分かるがです。

1つね、民間が赤字が出たきいうてよ、行政に助けてくれいうてね言える問題やないいうがが1点、自分はあると思うがです。

それと、もう1点は、将来的には高規格が、まあ何年か後には佐賀へ出てくると。それから後、その高規格が、その震災とか何とかの災害対策によって、今の56号はあんまり当てにならないからいうようなことで、どんどん伸んでくるということが予測される中で。そうなってくると、今は56号線のすぐ隣ですけれど、もし高規格が通りだしたらよね、これはまあ何十年なるか分かりませんけれど、そういう状況が非常に厳しいなってくると思うがです。そしたら、その22年度と同じように集客が少なくなると。ほいたら赤字が出てくると。ほいたら、今、まあ280万もらっておるお金をね、自分は努力してもろうて残しておかんことにはよ、いかにように民間の頭では思うわけです。

そういうことで、そういう問題に対しては、執行部はどのような考え方しておるろうか、お聞きします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

使用料の使い道といいますか、の件でございますけれども、使用料につきましては、現在、積み立てしております。その積み立てしておるというのは、現在、大きな修繕等が出てまいりますし、また今後、建て替え等も出てこようかと思っておりますので、そういう関係です、今の使用料についてはすべて積み立てでやっております。今後もそういう考え方でいきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

すいません。続けて聞かなきゃなんなかったんですけど。

この指定管理者ですね。あと1年間期限があるということで、1年後には切れるわけですが。そのときにですね、今まで一般公募が前回はなかったんですけど、今度は一般公募するんでしょうか。町の考えをお聞きし

ます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

その公募するかしないかの結論付けをする段階に至ったときに、その指定管理者の経営状態、あるいはさまざまな経済波及効果もあろうかと思えます。それからまた、それまでの中での信頼関係等々、総合的に判断をするということになろうと思えます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

1 つお伺い致します。

ここは、普通でしたら事業者が当然構えるべき設備、これを町費で構えております。それは、ポスレジという、パソコンとの連携したレジスターを構えております。これがもうぼちぼち、まあ税務上でいくと、もう使用が過ぎる時期に来てると思う。5 年と 6 年やったかな、何かそういう、まあ機器類によって 5 年の償還と 6 年の償還があったというように税務署の方でお聞きしております。で、もうぼちぼちそれが、目先が見えてきておりますが。

最初の端から私はこれは、当然、事業主に買ってもらうべきもらうもんを、どうして行政が構えたかということでは質問さしてもらいました。そのときに、その費用は建設費の中にはめ込んで、設備費として買ったという答弁をもらっておりました。で、途中でも、当然、買い替えが来たときには要るもんやから、それを別個に上乗せして家賃を徴収すべきではないかというような質問致しましたけど、まあそれは当然脚下されましたけど。

そういうことで、いずれ耐用年数が来て、買い替えが来ます。そういうことの中には、やはり一度買ってしまったものは町が構えないかなって来ますが、そのまま買い替えるつもりがあるのか。それとも、その時点で入ってる、誰が入るか分かりませんが、入ってる指定管理者にも一定限の負担を仰ぐつもりがあるのか。そういうことについて、構いませんでしたら答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この備品関係につきましてはですね、これまでもさまざまな取り扱いをしておりますけれども、基本的に備品関係はですね、当初の施設整備する段階ではですね、国、県の補助事業がございます。従いまして、そのときにはもう町はですね、補助事業と一体として導入致しますけれども、基本的には補助事業がない。なおかつ、そういう形で耐用年数が来ててですね、故障等で使えない場合には、今の方向としてはですね、今後はそういう場合には、まあ、その指定管理者業者がですね今後は対応していただきたいと。それに対して町がですね補助していく。そういう方向で今考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私はこんな施設の関係、中身はあんまりよく分からんがですけど、この 280 万を当初に設定したときの考

え方。280 万の。それから、今回の 192 万の考え方。これは説明もあったかも分かりませんが、もう一度お願いしたい。

それから、今後のこの施設の耐用年数。これがいつごろまであるのか。そのときに、町がもし建て替えというような状況のときに、この今減額することが、こういう数字を出すのに、そこまで考えてのことかどうか、そこらをお聞きします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

当初の使用料の 280 万の算定根拠でございますけれども。当初、この造ったときには旧大方町でしたので、そのときにはですね、一般財源、補助金の残り、一般財源すべてに対してですね、耐用年数で割って使用料を算定致しました。

今回はですね、これまでもだんだん説明もさしていただきましたけれども、加工場を、施設を建てる段階のときにですね、合併協定の項目のことも考えながら統一していかないかということですね、あまりにも補助事業で、その一般財源が違う関係がございまして、ある一定、統一をする必要があるだろうということで、基本的に過疎債を考えまして、約 30 パーセント。一般財源分の 30 パーセントをですね根拠に、耐用年数で割っていくということにさせていただきました。

（議長から「副町長、将来の耐用年数の話」との発言あり）

すいません。耐用年数過ぎて、今後のことでございますけれども。その段階にはですね、30 年程度耐用年数がございまして、施設によっても違ってくるけれども。まあ今の段階では建て替えていく、このままの状況が続けば当然建て替えていくということになるかと思っておりますけれども、なかなか 30 年後をですね、今どうこういうことはなかなか我々も言えませんので。基本的には、この現状であれば当然建て替えていかないかだろうというふうに考えております。

また、この施設につきましてはですね、いずれも、加工場もそうですけれども、雇用対策といった面。また、産業振興面。そういったものを含めておりますので、まあ、そのへんでもご理解をいただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

その当初のときには、280 万決めるときには、その補助のけた一財の耐用年数の絡みで計算されちゃうということやって、今回、まあ均一的な使用料ということで決めたということですが。今後、その耐用年数が来たときに、また同じような状況の建物建てるとしたら、金は行くわけですね、町の金が。

当初、考えちゃったことを順調に金が入ってきようがやったら、今後もその金を生かして次の改修までよね持っていた方がええがじゃないかと、まあ素人ながら考えるがですけど、どうでしょうかね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

当初はですね大方町でございましたので、そのときはそのときの町の考え方でいったらええと思っておりますけれども、現在は合併した関係もございまして、まあ旧両町にあった施設をですね、合併してから別々の考え方で取るというのはいかがなものかなということで、合併協定項目の中でもですね使用料の統一を図るというこ

とが書かれておりますので、そういう形ですね今回は調整をさせていただいた、というところでございます。

議長（山本久夫君）

そのほか質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第81号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。

議案第81号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

一般質問と重なりますけども、この施設はですね、この施設を造るよう一生懸命請願をした、その団体の一部が中心メンバーになってるところが、結局、指定管理者になったわけです。

それはですね、町民から考えると、自分たちの職場を自分たちが請願して、自分たちがそこに収まって。まあ、ここは公設民営ですから、ちゃっかりまあ収まると、そういう一つの批判があり、不審がありました。そういう点とですね、一般質問でも言いましたけども、そこに議員がいるということは、やっぱり法的には問題が、兼業規定には触れませんが、倫理的、道義的には、町民から見れば、私は問題があると思うんです。

そういう中で、指定管理者が1回3年、その次、5年でしたけども。その5年のときには一般公募もなくですね、もうその指定管理者、今までの団体がそのまま受け継いで、結局、請願団体を中心にしたメンバーが経営する会社のお店と、そういう雰囲気町民から見れば映るわけですね。で、町民としては自分たちの財産、税金で造った財産ですので、やはり公平に扱っていただきたい。そういう要望があります。今度のときに、一般公募するのかと聞いたら、そのときになってみなきや分からないというか、まあそのときに協議するというか、そういうお答えでしたので。はっきりと、次は公募しますというお答えもありませんでした。

そういうふうに、町民の財産をやはり一部の者が持ち続けるということには、町民としては私納得いかないと思いますし、そこで家賃をですね、もう値下げしていく。それはますますですね、恩典を与えていく。そういうものになると思いますので、私は反対します。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

この施設の関係は、これからまた佐賀の道の駅のこともありますので、賛成討論させていただきます。

むしろ、こういう施設は、お隣の四万十町でも3つの施設がありまして。その3つの施設とも、3年間は無料の使用料で、できるだけ周りの小売り屋さん、そういった所への配慮、そういうことをして、営業時間を朝の9時から夜、夕方5時までと、そういう配慮をしながら、地元の物産、そういったことの目的、役割というものをきちんとしています。

むしろ、そういった方向に、私、向いてもらうべきで、目的が何かほかのお店を圧迫しようように、そこだけがもうかりようというような議論が先行されてですね、非常にそういったところは私心配するわけです。できたら、私はこの280万が192万。むしろこれは、今、契約苦しいのであれば、もっと下げてあげて。それで、そういった目的、そういったものを達成していくと。産業振興、また雇用を図るという意味もですね含めて、私はこの下げることについては賛成を致します。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

この施設ができることから、この家賃のことについては議会の中でもいろいろ質問さしてきていただいた経過があります。

この280万って、これは県の公園用地の占有料も含めたものになっております。だから、これを丸々家賃という感覚で判断するのは、ちょっと間違ってるかなという気も致しますけど。やはり、これは当初できたときから、周囲のお店からは営業圧迫という言葉が、絶えず小店から出てきておる。それをうんぬんは言いませんけど、やはり家賃を減額するという事は周囲の商店街からすると、この厳しいさなか、我々は赤字になってもどこも補てんしてくれない。もし仮に、家賃を入ってるお店があったとしても、やはり赤字やからって、なかなか個人的に値引きということはありません。やはり、ここのへんでちょっとしたとこ借ると、まあ、うわさですから分かりませんが、もう今してませんが、やっぱり9万ないし10万の家賃を払う。そこで営業していくと、なかなか厳しいみたいです。

そういうところがありますので、家賃は分かりませんが、やはり建物に対して。それから、一番、私の分からないのは、まあ利用料の統一化ということで、いうたらちょっと飛躍的解釈もあるがやないと私の方がしようかもしれませんけど、その部分は一般的な利用する者のあれと、こういう建物の利用とは別問題ではないでしょうかと思いますし。

また、今度、一番館の方でもらうようになったけど、あれは県と、ちょっとその方とお話聞いたときには、ただ、最初、当初造ったときに、無料というような話でスタートしちょっとみたいです、使用料が。というような話には私はお伺いしております。そういう点もあります。

だから、何もすべてのものが統一するべきと言うべきながか、やはりそれ相応の計算はすべきだろうと思いますし。ここで、こういうように、いわゆる減額措置取るということは、なかなか一般的な住民にも納得もいかんと思いますし、私もこういうお金は、頂いたものは、次へのやはりリフォームなり、いずれ建て替えなくても完全リフォームなんかをせないかんになります。それは町の建物でありますので、やはりそのときに一般財源からの持ち出しを圧縮するためにも、これが高いとは、私、経営してないので分かりませんが、やはり妥当な金額だと思います。

ただし、この中には占有料、県に払う、町が払う分は払っておりますので、実質的な建物の家賃とは私はとらえておりませんので、こういう減額はやはり控えるべきだと思います。

で、今回の減額に対しては、そういう意味から反対を致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今まで私はですね、この関係者でありましたので、なかなかこれについて発言する機会がありませんでした。だから今回ですね、自分は初めてこの内容について議会で発言できるということで、自分の中では大変うれしく思ってるんですが。

まずですね、言いたいこと幾つかあります。今、反対の討論の中でですね、何かこう、一部団体へのこう利益誘導をしたような施設というような。

（議場から何事か言う者あり）

（議長から「討論中は発言を控えてください」との発言あり）

よろしいですか。はい。というようなですね、意見もあつたんですが。私の記憶するとか、私がですね、これにかかわってきた経緯、ちょっとだけお話しさせていただきたいんですが。

当初はですね、私、民間人で、やっぱりこの地域にはこういう施設はやっぱ必要じゃないかというですね、そういった声の盛り上がりの中で、この動きが出てきております。それで、これの募集にかんしてはですね、あの当初、町の方も公募という形で。私、記憶してるのは約 30 名弱のですね、実際これに、経営にかかわりたいと、実際運営してみたいという方たちが集まり、で、いろんなですね、その検討をしていく中で最終的にはですね、私もその委員会、まあ実際その検討していく委員の中の 1 人だったわけなんです。その中のですね 1 人として、まあいろんな議論をやっていく中で最終的にはですね、私たちがのいてしまえば、この計画自体が頓挫するんじゃないかぐらいのところまでいきましてですね。もうここまで来ればもう致し方ないというような形の中で、この事業がですねスタートしております。

で、まあその中では、もちろん自分も出資をしてほしいという形でありましたので、出資もするという形になりましたので、実際はこういったお話をですね、皆さんの前ですることはできなかつたんですが。今回、自分もですね、その役員の中から外れてですね、もう一応そこの関係は切れた状態になりましたので、今、こういったお話をさせてもらってます。

それで、今回のこの条例についてはですね、基本的に、例えば経済状態であったり、今のこの厳しい状況とかですね、この会社が赤字、黒字になったとか、そういうことは基本的にこの条例の中ではですね、関係のないものと思ってます。

先ほど西村議員が言われたように、今後この黒潮町の中で、こういった加工施設であったり、または佐賀の道の駅が立ち上がってくるときにですね、できるだけ町としては、そういったその町の中で、例えば雇用を生んだり、いろいろな経済発展をするような施設においては、いろいろな面でその支援をしていく中で掛かった、その建物の施設の費用を全部をですね耐用年数で割って、それを全部払ってくださいというやり方は私はいかなものかというのをずっと思っていましたので、今回それを、掛かった費用の 30 パーセントのみをですね耐用年数で割って、あとの部分はその地区に対しての恩恵で頑張してほしいという、これは町の考えの一つの中でですね、大変素晴らしい私は条例であると思います。

ですから、今回この減額に対するこの案はですね、もっともっと。副町長も言われましたけど、もっと早くですね実施すべき内容であつたのではないかというふうに思っておりまして、この件については大賛成ですので、賛成討論に代えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ、反対です。

それで、先ほどのあの質疑からのあれでしたけれど。まず1点として、赤字になった原因が、あの庭先集荷か、というようなこともあっていう話でしたが。今年度の予算に500万、庭先集荷なんかの仕事ができたからいうことで、その事業だけやらないにしても、あの500万の補助金も出ちよります。これは直接やないが、間接的な部分で500万も出していう話がまあ1点と。

それからもう1点は、先ほど副町長が、これは元は大方のとき280万で決めたというような説明があったと思うがです。それで合併してからいうかね、町の形が変わったから安くするということは、別に、私、大方、佐賀というようなこと言う人はないがですけど、問題として、先ほど森議員の発言にもあったように、カツオの方は佐賀で始まった。佐賀では無料でやっちゃった。けど、合併したきに上げらしてもらっよというように、意地悪うに取るとそうなる。

それで、この事業は、まあビオスさんで。それから、この関連して言わしてもらいますけど、あのカツオのタタキの方の関係、80号のね、64万5,000円上げる。これは、主の指定管理者は漁協になっちよと思う。ほんで、自分も漁協の一員やもんでね。ほんで、本来ならよ、この80号にね自分は組合員の皆さんに対してはよね負担が掛かることやきよ、反対せないかん立場やったと思うがですけど。思うがですけど、公平という考え方からしたらよ、あそこだけだ、無料いうわけにはいかんきいうことで、自分、80号には賛成さしてもらいました。いうこともあって。

いう、その副町長の言う、大方のときは高うにあれしちよったけど、一緒になっつき安うにせないかん。そしたら、佐賀のタタキの方は、佐賀の方では安うにしちよったけど、一緒になっつき上げらしてもらっよという論理出てくると思うがです。ほんで、そういう問題。

それと、この問題は、実際は佐賀の漁協の婦人部がボランティアのような形でよね、やりよるがです。これは、そうやから、まあ幾らか商売言うたらあれですけど、やっていけよと。そしたらこれをね、通常の形によ、あそこで仕事しよう人に通常の給料を払うてやるいうことで見たらよね、なかなか利益の出るね形にはならん思うがです。にもかかわらず、よく言われる公平ということで使用料はもらいますと。そうなったときに自分思うたのは、そしたら、あそこもし漁協の婦人部がやめたらよ、もうそんながやったらあていらようやらん言うてやめたら、誰かやる人おるろうかという問題も出てくるように自分思います。

それはそれとして、まあ、先に自分あれさしてもらっよたよによね、結局、いずれはお金が要るようになってくると思うちよかないかん。そのためには、まあ先ほど副町長も発言あったと思うがですけど、今、ちよっどでもちよっどでもお金ためちよかないかん。

山崎君の質問にもあったようにね、そういうようなこと考えたらよ、自分は骨は折れて申し訳ないけど頑張ってもろうて、やっぱり280万納めてもらいよらんことにはいかんと思うもんで、自分はこの減額には反対です。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第 81 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

挙手多数です。

従って、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 81 号の審議が終了致しましたので、坂本あやさんの入場を許可します。

この際、2 時 50 分まで休憩します。

休 憩 14 時 40 分

再 開 14 時 50 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 122 号、平成 23 年度黒潮町立三浦小学校屋内運動場耐震補強・改修工事の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、提案説明をさせていただきます。

議案第 122 号、平成 23 年度黒潮町立三浦小学校屋内運動場耐震補強・改修工事の請負契約の締結についてでございます。

この工事につきましては、平成 24 年 3 月 5 日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、工事について請負契約の締結をするため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成 23 年度黒潮町立三浦小学校屋内運動場耐震補強・改修工事で、契約の方法は指名競争入札でございます。契約の金額は 5,827 万 5,000 円で、契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野 2584 番地、西南総合建設株式会社、代表取締役、中澤正志さんでございます。

よろしくお願い致します。

議長 (山本久夫君)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行ないます。

議案第 122 号、平成 23 年度黒潮町立三浦小学校屋内運動場耐震補強・改修工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

これ、補強工事ですから、反対するがではないですが。まあ今回、予定価格に対して、入札価格のパーセンテージが分かれば教えていただきたいというか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

すいません。参考資料をご覧ください。

請負率が 97.7 パーセントでございます。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 122 号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。

議案第 122 号、平成 23 年度黒潮町立三浦小学校屋内運動場耐震補強・改修工事の請負契約の締結についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第 122 号、平成 23 年度黒潮町立三浦小学校屋内運動場耐震補強・改修工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 122 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 123 号、人権擁護委員の選任（後段で町長から「推薦」に訂正の発言あり）につき意見を求めることについて、および議案第 124 号、人権擁護委員の選任（後段で町長から「推薦」に訂正の発言あり）

につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第123号、人権擁護委員の選任（後段で町長から「推薦」に訂正の発言あり）につき意見を求めることについてでございます。

現人権擁護委員の堀野登子さんが任期満了となっていることから、その後任の人権擁護委員の推薦をお願いするものでございます。

人権擁護委員の推薦は、住所が黒潮町入野5279番地3で、氏名が矢野博幸さんです。生年月日は、昭和27年1月22日です。矢野博幸さんは、現在、荷稻郵便局の局長をされておりますが、3月31日で退職されるとお伺いしております。ご見識も高く、広く社会の実情にも通じ、人権擁護に理解がある方で、人権擁護委員にふさわしい候補者でございます。

従って、人権擁護委員として推薦しましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第124号、人権擁護委員の選任（後段で町長から「推薦」に訂正の発言あり）につき意見を求めることについてでございます。

現人権擁護委員の野並佳子さんが任期満了となっていることから、その後任の人権擁護委員の推薦をお願いするものでございます。

人権擁護委員の推薦は、住所が黒潮町馬荷1095番地で、氏名が矢野健康さんです。生年月日は、昭和27年3月23日です。矢野健康さんは、現健康福祉課長として活躍されておまして、私が紹介するまでもなく、皆さんご承知のところ、人権擁護委員にふさわしい候補者でございます。

従って、人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期はお二人とも、平成24年7月1日から平成27年6月30日までの3年間となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、本案件は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

下村君。

2番（下村勝幸君）

ちょっと確認をしたいんですが。

タイトルがですね、人権擁護委員の選任につき意見を求めることについてということと、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてということとでなっていますが、これは推薦につきということとよろしいんですか、タイトルは。

提出議案のですね、表の議案番号を書いた横っちょのここはですね、選任になってるんですが。ほんとの議案書の方はですね、推薦で出てるんですけど。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 14 時 59 分

再 開 15 時 08 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

申し訳ございませんでした。訂正をよろしくお願い致します。

追加議案の1ページをお願い致します。123号、124号ともに、人権擁護委員の選任とございますが、推薦に訂正をお願いします。

また、併せて、提案理由の説明の中で、123号、124号ともに、人権擁護委員の選任につき意見を求めることについてと申し上げました。こちらの方も、推薦の方に訂正をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

以上で町長の発言を終わります。

ただ今、議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、本案件は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることを決定しました。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は15人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番藤本岩義君、10番明神照男君を指名します。

初めに、議案第123号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

2人はお願いします。

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり矢野博幸君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

藤本君、明神君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 15 票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成全員です。

従って、議案第 123 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり矢野博幸君を適任とすることに決定致しました。

次に、議案第 124 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決をします。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり矢野健康君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

藤本君、明神君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 15 票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成全員です。

従って、議案第 124 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり矢野健康君を適任とすることに決定致しました。

議場の出入口を開きます。

日程第 5、議員提出議案第 10 号、四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書の提出についてから、議員提出議案第 12 号、震災対策を積極的に支援することを要望する意見書の提出についてまでを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 10 号、四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書の提出についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、池内弘道君。

13 番（池内弘道君）

それでは、議員提出議案第 10 号、四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書の提出についての提案趣旨説明を行いたいと思います。

内容については、今朝ほど各机の方に配らせていただいておりますので、内容をご確認ください。

そして、近い将来、発生する可能性が高いと言われる東南海、南海地震による地震や津波。また、台風などの大規模な自然災害などに対する国の行政責任を果たすため、やはり地方整備局や各事務所、出張所が存続すべきだと考えておりますので、皆さま方のご意見を聞かしていただきたいと思います。

また、会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出しますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 10 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 10 号、四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書の提出についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 11 号、高校授業料無償化の継続を求める意見書の提出についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、小松孝年君。

1 番（小松孝年君）

議員提出議案第 11 号です。高校授業料無償化の継続を求める意見書であります。内容につきましては皆さんにお配りしてとおりであります。簡単に説明しますと。

格差と貧困が広がる中、学費の心配がなく安心して学ぶことができますように。そして、経済的な理由で高校に通うことが困難な子どもたちがないように。そういったことで、2012 年度以降も国の責任で高校授業料の無料化を継続することを強く求めるという内容であります。

ここで 1 つですね、皆さまにお配りしてる文書の中で、上から 8 行目と 9 行目にかけて、国連人権 A 規約と書いておりますけれども、正確にはですね、これは国連の方の総会において採択された部分で、国際人権規約の中に入っております、国際規約の A 規約という意味ですので。これ、また後で訂正してから出すように致しますので、よろしくお願い致します。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出致します。平成 24 年 3 月 19 日、高知県黒潮町議会。提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、それから衆議院議長、参議院議長様ということになっております。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 11 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 11 号、高校授業料無償化の継続を求める意見書の提出についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議員提出議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 12 号、震災対策を積極的に支援することを要望する意見書の提出についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、下村勝幸君。

2 番（下村勝幸君）

本提出議案についてのご説明致します。

この提出議案は 2 月 23 日午後の震災対策特別委員会の中で、本年度以降の黒潮町の防災対策を総務課長を交えて確認をしている中で発案されたというかですね、提案があった内容であります。

で、議会事務局の方でこの原案は作成していただいて、総務課で内容については確認をいただいております。で、特別委員会の委員の皆さまには一度目を通していただいて、この内容で提案をさせていただくものです。

表紙のですね下の方に書いてますが、下から 5 行目ぐらいの所ですね。地方の財政力は弱く、自主財源による震災対策等には限界があると。よって、国においては海岸線の延長、予想浸水区域の面積および人口等を考慮し、全面的財政措置を講ずるとともに、各地方の実情に合った震災対策を積極的に支援することを強く要望するものであるという内容であります。で、2 ページ目の意見書はですね、それを含んだ形で作成しております。

なお、この中に出てくるですね、あの震災のときの津波の高さであったり、その他もろもろの数値はですね、今現在分かる範囲で入れておりますが、今でもですね、新しく新たな情報で、遡上（そじょう）高が高くなったりとかですね、いろいろ出てきておりますので、もしかしたらですね、このあたりの数値の変更はご了承いただかなければいけないかもしれません。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 12 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 12 号、震災対策を積極的に支援することを要望する意見書の提出についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議員提出議案第 12 号の質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。

初めに、議員提出議案第 10 号、四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書の提出についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第 10 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 11 号、高校授業料無償化の継続を求める意見書の提出についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 12 号、震災対策を積極的に支援することを要望する意見書の提出についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第 12 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第 10 号、四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 11 号、高校授業料無償化の継続を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 12 号、震災対策を積極的に支援することを要望する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議員の派遣に関する件を議題とします。

会議規則第120条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定致しました。

暫時休憩します。

休 憩 15時 30分

再 開 15時 34分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、皆さまの議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおりにすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

第7回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、今議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、慎重なご審議と、ならびに可決をいただきましてありがとうございます。

今後も住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。引き続きご指導賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長 (山本久夫君)

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成24年3月第7回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 36分

会議に経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

山本久夫

署名議員

池内 弘道

署名議員

浜村 博